

別表 原子力規制検査等実施要領 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
原子力規制検査等実施要領		原子力規制検査等実施要領	
令和元年 12 月 原子力規制庁 (最終改正：令和 年 月 日)		令和元年 12 月 原子力規制庁	
目 次		目 次	
1 (略)		1 (略)	
2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素	1	2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素	1
2.1 検査の体系等	1	2.1 検査の体系等	1
(削る)		(1) 検査対象	1
(削る)		(2) 検査種別	2
(削る)		(3) 検査の実施方針	4
2.2 安全実績指標等の確認・評価等	4	2.2 安全実績指標等の確認・評価等	4
(削る)		(1) 実用発電用原子炉施設の場合	4
(削る)		(2) 核燃料施設等の場合	4
2.3 検査指摘事項の重要度評価	5	2.3 検査指摘事項の重要度評価	5
(削る)		(1) 実用発電用原子炉施設の場合	5
(削る)		(2) 核燃料施設等の場合	6
2.4 (略)		2.4 (略)	
2.5 (略)		2.5 (略)	
2.6 (略)		2.6 (略)	
2.7 総合的な評定	8	2.7 総合的な評定	8
(削る)		(1) 評定の単位	8
(削る)		(2) 評定における考慮事項	8
2.8 (略)		2.8 (略)	
2.9 検査結果に基づく規制措置の検討等	9	2.9 検査結果に基づく規制対応措置の検討等	9
3 検査の実施に係る手順等	10	3 検査の実施に係る手順等	10
3.1 (略)		3.1 (略)	
3.2 検査の実施	11	3.2 検査の実施	11
(削る)		(1) 立入りに関する事前準備	11
(削る)		(2) 物件検査及び試料受理に関する事前準備	11
(削る)		(3) 関係者に対する質問に関する事前準備	11
(削る)		(4) 開始会議	12
(削る)		(5) 検査の実施	12
(削る)		(6) 締めくくり会議等	12
3.3 (略)		3.3 (略)	
4 (略)		4 (略)	
4.1 (略)		4.1 (略)	

4.2 (略) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)	4.2 (略) <u>図 1-1 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素（実用発電用原子炉）</u> 14 <u>図 1-2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素（核燃料施設等）</u> 15 <u>表 1-1 原子力規制委員会の確認に関する事業等ごとの法令条文番号</u> 16 <u>表 1-2 原子力規制委員会の確認に関する原子力事業者等に共通する法律条文番号</u> 16 <u>表 2 事業等ごとの検査対象事項の条文</u> 17 <u>表 3 監視領域の分類</u> 18 <u>表 4 安全実績指標</u> 19 <u>表 5-1 検査指摘事項の重要度及び安全実績指標の活動実績に応じた分類（実用発電用原子炉施設）</u> 20 <u>表 5-2 検査指摘事項及び安全実績指標の活動実績に応じた分類（核燃料施設等）</u> 21 <u>表 6-1 対応区分（実用発電用原子炉施設）</u> 21 <u>表 6-2 対応区分（核燃料施設等）</u> 21 <u>表 7 規制対応措置に関する主な法条文</u> 23 <u>表 8-1 法定確認行為等の手續に係る事業等ごとの各規則条文</u> 24 <u>表 8-2 法定確認行為等の手續に係る原子力事業者等に共通する各規則条文</u> 25
1 目的	1 目的
本実施要領は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 61 条の <u>2 の 2 第 1 項</u> の規定による原子力規制検査、同検査の結果に基づき実施する法第 61 条の <u>2 の 2 第 7 項</u> の規定による総合的な評定及び同条第 10 項の規定を踏まえて実施する措置（以下「規制措置」という。）並びに原子力規制検査に関連して実施する法第 68 条の規定による立入検査 ^{※1} のほか、表 1-1 及び表 1-2 に示す検査の結果を踏まえて行う原子力規制委員会の確認等（以下「法定確認行為等」という。）の実施方法を明確化するために定めたものである。	本実施要領は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 61 条の <u>2 の 2 第 1 項</u> の規定による原子力規制検査、同検査の結果に基づき実施する法第 61 条の <u>2 の 2 第 7 項</u> の規定による総合的な評定及び同条第 10 項の規定を踏まえて実施する措置（以下「規制措置」という。）並びに原子力規制検査に関連して実施する法第 68 条の規定による立入検査 ^{※1} のほか、表 1-1 及び表 1-2 に示す検査の結果を踏まえて行う原子力規制委員会の確認等（以下「法定確認行為等」という。）の実施方法を明確化するために定めたものである。
<u>※1</u> 法第 68 条第 1 項に基づく原子力事業者等の事務所又は工場若しくは事業所への立入り、物件の検査、関係者への質問又は試験のための試料の収去並びに同条第 2 項に基づく原子力施設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所への立入り、物件の検査、関係者への質問	<u>※1</u> 法第 68 条第 1 項に基づく原子力事業者等の事務所又は工場若しくは事業所への立入り、物件の検査、関係者への質問又は試験のための試料の収去並びに同条第 2 項に基づく原子力施設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所への立入り、物件の検査、関係者への質問
2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素	2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素
原子力規制検査に基づく監督は、法第 61 条の <u>2 の 2 第 1 項</u> で定められた検査対象に対する同条第 <u>2 項</u> から第 <u>6 項</u> までの規定に基づく原子力規制検査を、原子力規制検査等に関する規則（令和 <u>2</u> 年原子力規制委員会規則第 <u>1</u> 号）（以下「規則」という。）の規定により実施し、原子力規制検査の結果を踏まえて法第 61 条の <u>2 の 2 第 7 項</u> 及び第 <u>8 項</u> の規定による総合的な評定を行うとともに、同条第 <u>9 項</u> の規定による通知及び公表、必要に応じた同条第 10 項の規定を踏まえた <u>規制措置</u> を講ずるものである。これら一連のプロセスについて、関連して実施する法第 68 条の規定による立入検査を含めた構成要素及び関連性を <u>図 1-1</u> 及び <u>図 1-2</u> に示す。本章では、プロセスに係る構成要素ごとにその実施方法を定める。	原子力規制検査に基づく監督は、法第 61 条の <u>2 の 2 第 1 項</u> で定められた検査対象に対する同条第 <u>2 項</u> から第 <u>6 項</u> までの規定に基づく原子力規制検査を、原子力規制検査等に関する規則（令和 <u>2</u> 年原子力規制委員会規則第二号）（以下「規則」という。）の規定により実施し、原子力規制検査の結果を踏まえて法第 61 条の <u>2 の 2 第 7 項</u> 及び第 <u>8 項</u> の規定による総合的な評定を行うとともに、同条第 <u>9 項</u> の規定による通知及び公表、必要に応じた同条第 10 項の規定を踏まえた <u>規制対応措置</u> を講ずるものである。これら一連のプロセスについて、関連して実施する法第 68 条の規定による立入検査を含めた構成要素及び関連性を <u>図 1-1</u> に示す。本章では、プロセスに係る構成要素ごとにその実施方法を定める。
2.1 検査の体系等	2.1 検査の体系等
(1) 検査対象	(1) 検査対象
原子力規制検査の検査対象は、法第 57 条の <u>8</u> で定義されている原子力事業者等 ^{※2} 及び核原料物質を使用する者 ^{※3} （以下「事業者」と総称する。）に対して法の規定により義務付けられている事項に対応して、それぞれの者の事務所、原子力施設の敷地（工場又は事業所）、更には、調達先の者（法第 68	原子力規制検査の検査対象は、法第 57 条の <u>8</u> で定義されている原子力事業者等 ^{※2} 及び核原料物質を使用する者 ^{※3} （以下「事業者」と総称する。）に対して法の規定により義務付けられている事項に対応して、それぞれの者の事務所、原子力施設の敷地（工場又は事業所）、更には、調達先の者（法第 68

条第2項に規定する原子力施設の設計等を行う者その他の関係者をいう。以下同じ。)の事務所、工場等における当該事項の実施状況を監視するものとして法第 61 条の2の2第1項で定められており、事業等の種別に応じた対応する事項(以下「検査対象事項」という。)を表2に示す。

※2 (略)

※3 製錬事業者が製錬の事業の用に供する場合及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和 32 年政令第 324 号。以下「令」という。)第 44 条で定める限度を超えない場合を除く核原料物質を使用する者であり、具体的には法第 57 条の7第1項の規定による届出をした者及び法第 61 条の3第1項の許可を受けて核原料物質を使用する者(令第 44 条で定める限度を超えない場合を除く。)が該当する。

表2に示す検査対象事項は、例えば法第61条の2の2第1項第2号の基準の遵守状況が同項第1号の検査の実施状況と、また、同項第3号の措置の実施状況が同項第4号の措置の実施状況と密接に関係していることが多いため、原子力規制検査を実施するに当たっては、関係する事項を一括で監視できる体系となるよう、表3のとおり、事業者の安全活動の目的(以下「活動目的」という。)に応じた監視領域を「原子力施設安全」、「放射線安全」及び特定核燃料物質の防護(以下「核物質防護」という。)の3つに大分類する。さらに、原子力施設安全については事業等ごとの規制基準体系を踏まえて小分類を設け、放射線安全については公衆及び従業員に係るものに小分類を設け、分類ごとの活動目的の達成状況を監視する。また、これらの監視領域に共通する事業者におけるマネジメント実施に関連する事項は、別に横断領域の視点を設けてその実施状況を監視する。

(2) 検査種別

原子力検査官は、事業者の安全活動が各監視領域において活動目的を達成しているかを監視するため、検査対象に関する事業者の安全活動に立ち会い、必要に応じて事業者の確認に加えて自ら確認することも含めて、規則第2条の勘案も踏まえ、原子力施設の特徴及び活動目的に対する重要度に応じた検査を行う。また、原子力施設ごとに各監視領域で検査の程度を設定し、効率的かつ効果的な実施に努めるため、規則第3条第1項に基づき実施する標準的な検査の程度を設定して検査対象事項全般を監視する基本検査、同条第2項に基づき実施する基本検査において事業者が行う安全活動に劣化が認められた場合に実施する追加検査並びに安全に関わる事象が発生した場合に当該事象の状況及び事業者の対応を確認するための特別検査を設ける。なお、特別検査は、法第 68 条の規定に基づいて行う。※⁴

※4 原子力事故に対する原子力規制委員会の対応には、上述の検査のほかに、原子力規制委員会設置法(平成 24 年法律第 47 号)第4条第1項第1号及び第 23 条第1項第2号に基づく、原子炉の運転等に起因する事故の原因及びそれによって発生した被害の原因を究明するための調査(原子力事故調査)がある。

基本検査は、各原子力規制事務所の原子力検査官が中心となって事業者の安全活動を日常的に監視するもの(以下「日常検査」という。)と、特定の検査対象について専門的知見や経験を有する原子力検査官を中心としたチームを編成した上で、時期を設定して個別事項の実施状況に特化して確認するもの(以下「チーム検査」という。)を組み合わせて、検査対象事項全般を監視する。日常検査は、原子力施設の状態及び計画中又は進行中の事業者の安全活動のそれぞれについて、活動目的に対する重要度やリスク情報※⁵を踏まえつつ、活動目的の達成状況を総体として把握した上で、具体的に検査で確認する事項を選定するとともに、重要度の高さに応じて立会い等の程度を設定する。活動目的の

条第2項に規定する原子力施設の設計等を行う者その他の関係者をいう。以下同じ。)の事務所、工場等における当該事項の実施状況を監視するものとして法第 61 条の2の2第1項で定められており、事業等の種別に応じた対応する事項(以下「検査対象事項」という。)を表2に示す。

※2 (略)

※3 製錬事業者が製錬の事業の用に供する場合及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和 32 年政令第 324 号。以下「令」という。)第 44 条で定める限度を超えない場合を除く核原料物質を使用する者であり、具体的には法第 57 条の7第1項の規定による届出をした者及び法第 61 条の3第1項の許可を受けて核原料物質を使用する者(令第 44 条で定める限度を超えない場合を除く。)が該当する。

表2に示す検査対象事項は、例えば法第61条の2の2第1項第2号の基準の遵守状況が同項第1号の検査の実施状況と、また、同項第3号の措置の実施状況が同項第4号の措置の実施状況と密接に関係していることが多いため、原子力規制検査を実施するに当たっては、関係する事項を一括で監視できる体系となるよう、表3のとおり、事業者の安全活動の目的(以下「活動目的」という。)に応じた監視領域を「原子力施設安全」、「放射線安全」及び特定核燃料物質の防護(以下「核物質防護」という。)の3つに大分類する。さらに、原子力施設安全については事業等ごとの規制基準体系を踏まえて小分類を設け、放射線安全については公衆及び従業員に係るものに小分類を設け、分類ごとの活動目的の達成状況を監視する。また、これらの監視領域に共通する事業者におけるマネジメント実施に関連する事項は、別に横断領域の視点を設けてその実施状況を監視する。

(2) 検査種別

原子力検査官は、事業者の安全活動が各監視領域において活動目的を達成しているかを監視するため、検査対象に関する事業者の安全活動に立ち会い、必要に応じて事業者の確認に加えて自ら確認することも含めて、規則第2条の勘案も踏まえ、原子力施設の特徴及び活動目的に対する重要度に応じた検査を行う。また、原子力施設ごとに各監視領域で検査の程度を設定し、効率的かつ効果的な実施に努めるため、規則第3条第1項に基づき実施する標準的な検査の程度を設定して検査対象事項全般を監視する基本検査、同条第2項に基づき実施する基本検査において事業者が行う安全活動に劣化が認められた場合に実施する追加検査並びに安全に関わる事象が発生した場合に当該事象の状況及び事業者の対応を確認するための特別検査を設ける。なお、特別検査は、法第 68 条の規定に基づいて行う。※⁴

※4 原子力事故に対する原子力規制委員会の対応には、上述の検査のほかに、原子力規制委員会設置法(平成 24 年法律第 47 号)第4条第1項第1号及び第 23 条第1項第2号に基づく、原子炉の運転等に起因する事故の原因及びそれによって発生した被害の原因を究明するための調査(原子力事故調査)がある。

基本検査は、各原子力規制事務所の原子力検査官が中心となって事業者の安全活動を日常的に監視するもの(以下「日常検査」という。)と、特定の検査対象について専門的知見や経験を有する原子力検査官を中心としたチームを編成した上で、時期を設定して個別事項の実施状況に特化して確認するもの(以下「チーム検査」という。)を組み合わせて、検査対象事項全般を監視する。日常検査は、原子力施設の状態及び計画中又は進行中の事業者の安全活動のそれぞれについて、活動目的に対する重要度やリスク情報※⁵を踏まえつつ、活動目的の達成状況を総体として把握した上で、具体的に検査で確認する事項を選定するとともに、重要度の高さに応じて立会い等の程度を設定する。活動目的の

達成状況を把握する際には、必要に応じて事業者の改善活動やその効果について確認し、これを「2.7 総合的な評定」においても勘案する。事業者が行う安全活動に劣化が見られた場合は、「2.5 対応区分の設定」による対応区分の決定及び「2.9 検査結果に基づく規制措置の検討等」により規制措置の決定を行うため、当該事案の評価に必要な事実関係の確認を進め、事業者の見解を聴取する。

より具体的な検査の実施手法については、「3 検査の実施に係る手順等」に定めるほか、事業者の安全活動に対応して検査内容を体系的に整理し、検査ガイドとして別途定める。検査ガイドには、検査対象となる事業者の安全活動に応じた監視領域や当該検査の目的、検査要件、検査手順、具体的な検査手法の例を明示した検査手引、事業者の安全活動への立会い等の標準的な検査対象数（サンプル数）等を記載する。

※5 本実施要領におけるリスク情報とは、各監視領域に関連する活動目的を達成できていない可能性又は状況及びその程度を検討・評価するために有用な原子力施設の状態及び事業者の安全活動状況等に関する情報であり、直接的なものだけでなく、その可能性等の要因の特定や影響の大きさ等を含んでいる。また、リスク情報は、従来も用いている安全上の重要度、運転経験及び不適合情報等の定性的な情報に加え、確率論的リスク評価（以下「PRA」という。）により得られる計算結果や知見等の定量的な情報をいう。

追加検査は、事業者が行う安全活動に劣化が確認された事項に対する事業者の対応状況について、事業者が実施する原因分析の実施状況を踏まえつつ、横断領域を含めた幅広い視野から、複数の専門分野の原子力検査官によって、改善の効果を検証し、再発防止が確実なものとなっているかなどを個別具体的に確認する。追加検査の程度は、安全活動の劣化の程度に応じて設定される「2.5 対応区分の設定」により決定する。

特別検査は、安全に関わる事象のうち、活動目的の達成に対して大きな影響を与える若しくはそうなる可能性のあった事象又は公衆の健康と安全に影響を及ぼす可能性のあった事象が発生した場合に、当該事象の状況を確認するため、個別に実施の要否を判断の上、当該事象に関して専門性を有する原子力規制庁職員を含む原子力検査官等により実施する。

基本検査、追加検査、特別検査に関する詳細については、この実施要領に定めるもののほか、別途検査運用ガイドを定める。

(3) (略)

2.2 安全実績指標等の確認・評価等

(1) 実用発電用原子炉施設の場合

基本検査の効率的かつ効果的な実施のためには、事業者の安全活動状況の監視手段を充実する必要がある。このため、規則第5条の規定に基づき、各監視領域に関連する活動目的の達成状況を確認する表4に示す安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）について事業者から報告を受理する。また、原子力検査官は、事業者が安全実績指標の値を取得・整理する状況を検査により適時確認する。そして、原子力検査官が行う検査により事業者の安全実績指標の値の取得・整理に問題がないことを確認の上、追加検査の要否等を判断するために、安全実績指標の値を表5-1に示すとおり4段階に分類する。

この安全実績指標の値は、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委

達成状況を把握する際には、必要に応じて事業者の改善活動やその効果について確認し、これを「2.7 総合的な評定」においても勘案する。事業者が行う安全活動に劣化が見られた場合は、「2.5 対応区分の設定」による対応区分の決定及び「2.9 検査結果に基づく規制対応措置の検討等」により規制対応措置の決定を行うため、当該事案の評価に必要な事実関係の確認を進め、事業者の見解を聴取する。

より具体的な検査の実施手法については、「3 検査の実施に係る手順等」に定めるほか、事業者の安全活動に対応して検査内容を体系的に整理し、検査ガイドとして別途定める。検査ガイドには、検査対象となる事業者の安全活動に応じた監視領域や当該検査の目的、検査要件、検査手順、具体的な検査手法の例を明示した検査手引、事業者の安全活動への立会い等の標準的な検査対象数（サンプル数）等を記載する。

※5 本実施要領におけるリスク情報とは、各監視領域に関連する活動目的を達成できていない可能性又は状況及びその程度を検討・評価するために有用な原子力施設の状態及び事業者の安全活動状況等に関する情報であり、直接的なものだけでなく、その可能性等の要因の特定や影響の大きさ等を含んでいる。また、リスク情報は、従来も用いている安全上の重要度、運転経験及び不適合情報等の定性的な情報に加え、確率論的リスク評価（PRA）により得られる計算結果や知見等の定量的な情報をいう。

追加検査は、事業者が行う安全活動に劣化が確認された事項に特化した事業者の対応状況について、事業者が実施する原因分析の実施状況を踏まえつつ、横断領域を含めた幅広い視野から、複数の専門分野の原子力検査官によって、改善の効果を検証し、再発防止が確実なものとなっているかなどを個別具体的に確認する。追加検査の程度は、安全活動の劣化の程度に応じて設定される「2.5 対応区分の設定」により決定する。

特別検査は、安全に関わる事象のうち、活動目的の達成に対して大きな影響を与える若しくはそうなる可能性のあった事象又は公衆の健康と安全に影響を及ぼす可能性のあった事象が発生した場合に、当該事象の状況を確認するため、個別に実施の要否を判断の上、当該事象に関して専門性を有する原子力規制庁職員を含む原子力検査官等により実施する。

基本検査、追加検査、特別検査に関する詳細については、この実施要領に定めるもののほか、別途検査運用ガイドを定める。

(3) (略)

2.2 安全実績指標等の確認・評価等

(1) 実用発電用原子炉施設の場合

基本検査の効率的かつ効果的な実施のためには、事業者の安全活動状況の監視手段を充実する必要がある。このため、規則第5条の規定に基づき、各監視領域に関連する活動目的の達成状況を確認する表4に示す安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）について事業者から報告を受理する。また、原子力検査官は、事業者が安全実績指標のデータを取得・整理する状況を検査により適時確認する。そして、原子力検査官が行う検査により事業者のデータ取得・整理に問題がないことを確認の上、追加検査の要否等を判断するために、指標の値を表5-1に示すとおり4段階に分類する。この安全実績指標は、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページに掲載するほか、「2.7 総合的な評定」において用いる。

員会のホームページに掲載するほか、「2.7 総合的な評定」において用いる。

(2) 核燃料施設等^{※6}の場合

安全実績指標は表4に示す監視領域のうち放射線安全、核物質防護とし、規則第5条の規定に基づき事業者から報告を受理する。また、原子力検査官は、事業者が安全実績指標の値を取得・整理する状況を検査により適時確認する。そして、原子力検査官が行う検査により事業者の安全実績指標の値の取得・整理に問題がないことを確認の上、追加検査の要否等を判断するために、安全実績指標の値を表5-2に示すとおり「指摘事項（追加対応なし）」と「指摘事項（追加対応あり）」の2段階に分類する。

この安全実績指標の値は、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページに掲載するほか、「2.7 総合的な評定」において用いる。

※6 この実施要領において「核燃料施設等」とは、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設等及び核原料物質の使用に係る施設をいう。

安全実績指標等の確認・評価等の詳細については、別途ガイドを定める。

2.3 検査指摘事項の重要度評価

(1) 実用発電用原子炉施設の場合

原子力規制検査によって、いずれかの監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化を確認した場合は、追加検査の要否等を判断するために、当該劣化（以下「検査指摘事項」という。）の重要度を評価する。この重要度評価は、監視領域ごとに、重要度を表5-1に示すとおり4段階（緑、白、黄、赤）に分類して行う。なお、評価におけるリスク情報の活用については、可能な範囲でPRAによる計算結果等の定量的な情報を活用する。当該検査指摘事項が低頻度で影響の極めて甚大な事象等又はPRAによって評価できない事象に関連する場合は、必要に応じて定性的な評価を行う。

検査指摘事項の重要度評価により緑以外の結果が得られた場合には、その評価の結果を事業者に通知する。当該事業者が希望する場合には公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で事業者から意見を聴取し、これを踏まえた重要度評価の結果を当該事業者に通知する。

その上で、当該事業者が重要度評価の結果に異議を申し立てた場合には、公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で当該事業者からその異議の内容を聴取し、これを踏まえて、原子力規制委員会としての重要度評価を決定する。原子力規制委員会が決定した評価結果は、当該事業者に通知する。

個別の検査指摘事項に係る重要度評価は、当該検査指摘事項に関する事業者の改善活動が速やかに実施できるよう、当該検査指摘事項を確認してからおおむね3か月以内に重要度評価の結果を得るべく作業を進める。この際、透明性の確保や行政手続法等に基づき必要となる措置等に留意する。

(2) 核燃料施設等の場合

原子力規制検査によって、いずれかの監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化を確認した場合は、追加検査の要否等を判断するために、検査指摘事項の重要度を評価する。

評価は表5-2に示すとおり「指摘事項（追加対応なし）」と「指摘事項（追加対応あり）」の2段階に分類して行う。

(2) 核燃料施設等^{※6}の場合

安全実績指標は表4に示す監視領域のうち放射線安全、核物質防護とし、規則第5条の規定に基づく事業者から報告を受理する。また、原子力検査官は、事業者が安全実績指標のデータを取得・整理する状況を検査により適時確認する。そして、原子力検査官が行う検査により事業者のデータ取得・整理に問題がないことを確認の上、追加検査の要否等を判断するために、指標の値を表5-2に示すとおり「追加対応なし」と「追加対応あり」の2段階で実施する。

この安全実績指標は、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページに掲載するほか、「2.7 総合的な評定」において用いる。

※6 この実施要領において「核燃料施設等」とは、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設等及び核原料物質の使用に係る施設をいう。

安全実績指標等の確認・評価等の詳細については、別途ガイドを定める。

2.3 検査指摘事項の重要度評価

(1) 実用発電用原子炉施設の場合

原子力規制検査によって、いずれかの監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化を確認した場合は、追加検査の要否等を判断するために、当該劣化（以下「検査指摘事項」という。）の重要度を評価する。この重要度評価は、監視領域ごとに、重要度を表5-1に示すとおり4段階（緑、白、黄、赤）に分類して行う。なお、評価におけるリスク情報の活用については、可能な範囲でPRAによる計算結果等の定量的な情報を活用する。その際、当該検査指摘事項が低頻度で影響の極めて甚大な事象等又はPRAによって評価できない事象に関連するものかどうかに配慮する。

検査指摘事項の重要度評価により緑以外の結果が得られた場合には、その評価の結果を当該指摘を受けた事業者に通知する。当該事業者が希望する場合には公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で事業者から意見を聴取し、これを踏まえた重要度評価の結果を当該事業者に通知する。

その上で、当該事業者が重要度評価の結果に異議を申し立てた場合には、公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で当該事業者からその異議の内容を聴取し、これを踏まえて、原子力規制委員会としての重要度評価を決定する。原子力規制委員会が決定した評価結果は、当該事業者に通知する。

個別の検査指摘事項に係る重要度評価は、当該検査指摘事項に関する事業者の改善活動が速やかに実施できるよう、当該検査指摘事項を確認してからおおむね3か月以内に重要度評価の結果を得るべく作業を進める。この際、透明性の確保や行政手続法等に基づき必要となる措置等に留意する。

(2) 核燃料施設等の場合

原子力規制検査によって、いずれかの監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化を確認した場合は、追加検査の要否等を判断するために、当該劣化（以下「検査指摘事項」という。）の重要度を評価する。

評価は表5-2に示すとおり「追加対応なし」と「追加対応あり」の2段階に分類して行う。

<p>検査指摘事項の評価により「<u>指摘事項（追加対応あり）</u>」の結果が得られた場合には、その評価結果を事業者に通知する。当該事業者が希望する場合には公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で事業者から意見を聴取し、これを踏まえた評価の結果を当該事業者に通知する。</p> <p>その上で、当該事業者が評価の結果に異議を申し立てた場合には、公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で当該事業者からその異議の内容を聴取し、これを踏まえて、原子力規制委員会としての評価を決定する。原子力規制委員会が決定した評価結果は、当該事業者に通知する。</p> <p>個別の検査指摘事項に係る評価は、当該検査指摘事項に関する事業者の改善活動が速やかに実施できるよう、当該検査指摘事項を確認してからおおむね<u>3</u>か月以内にその結果を得るべく作業を進める。この際、透明性の確保や行政手続法等に基づき必要となる措置等に留意する。</p> <p><u>検査指摘事項に該当する可能性がある場合、当該検査を担当する原子力規制庁管理職は、速やかに原子力規制委員会委員長及び委員並びに関係する原子力規制庁幹部に対してその状況を報告する。</u></p> <p><u>検査指摘事項の重要度評価の詳細については、監視領域に対応した評価体系を整理した上で、別途ガイドを定める。当該ガイドには、評価の手順、考慮すべき事項、判断の基準、手続等を記載する。</u></p>	<p>検査指摘事項の評価により「<u>追加対応あり</u>」の結果が得られた場合には、その評価結果を<u>当該指摘を受けた事業者</u>に通知する。当該事業者が希望する場合には公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で事業者から意見を聴取し、これを踏まえた評価の結果を当該事業者に通知する。</p> <p>その上で、当該事業者が評価の結果に異議を申し立てた場合には、公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で当該事業者からその異議の内容を聴取し、これを踏まえて、原子力規制委員会としての評価を決定する。原子力規制委員会の決定した評価結果は、当該事業者に通知する。</p> <p>個別の検査指摘事項に係る評価は、当該<u>指摘事項</u>に関する事業者の改善活動が速やかに実施できるよう、当該検査指摘事項を確認してからおおむね<u>3</u>か月以内にその結果を得るべく作業を進める。この際、透明性の確保や行政手續法等に基づき必要となる措置等に留意する。</p> <p>検査指摘事項の重要度評価の詳細については、監視領域に対応した評価体系を整理した上で、別途ガイドを定める。当該ガイドには、評価の手順、考慮すべき事項、判断の基準、手続等を記載する。</p>
<h4>2.4 検査結果の通知及び公表</h4> <p>基本検査の結果は、日常検査及びチーム検査の結果を合わせて、原則四半期ごとに取りまとめ、検査を受けた事業者に通知するとともに、原子力規制委員会のホームページ等を通じて公表する。取りまとめに当たっては、使用した検査ガイドの種類や対象とした監視領域、具体的な確認対象等を明記するとともに、原則検査指摘事項に関して確認した事実関係、関連する規制要求事項、問題点等を明記し、当該検査指摘事項の重要度評価の結果を記載する。公表に当たっては、「2.7(1)評定の単位」である各施設に対して、監視領域ごとに評価結果を明示する。追加検査及び特別検査の結果は、個別の検査ごとに事業者への通知及び公表を行う。</p>	<h4>2.4 検査結果の通知及び公表</h4> <p>基本検査の結果は、日常検査及びチーム検査の結果を合わせて、原則四半期ごとに取りまとめ、検査を受けた事業者に通知するとともに、原子力規制委員会のホームページ等を通じて公表する。取りまとめに当たっては、使用した検査ガイドの種類や対象とした監視領域、具体的な確認対象等を明記するとともに、原則検査指摘事項に関して確認した事実関係、関連する規制要求事項、問題点等を明記し、当該指摘事項の重要度評価の結果を記載する。公表に当たっては、「2.7(1)評定の単位」である各施設に対して、監視領域ごとに評価結果を明示する。追加検査及び特別検査の結果は、個別の検査ごとに事業者への通知及び公表を行う。</p>
<h4>2.5 対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）</h4> <p>追加検査については、検査指摘事項の重要度評価及び安全実績指標の値の分類に応じて、表<u>6-1</u>及び表<u>6-2</u>に示すとおり、対応区分を設定する。なお、安全実績指標の値の分類により評価基準の対象となった事象が検査指摘事項としても評価基準の対象になっている場合は、いずれか分類の程度の大きいもののみを対象として取り扱う。<u>また、新たに原子力規制検査の検査対象となったプラントについては最初の対応区分が設定されるまでは、第1区分に設定されているものとみなす。</u></p> <p>追加検査は、「各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態（第<u>1</u>区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態（第<u>2</u>区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態（第<u>3</u>区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態（第<u>4</u>区分）」又は「監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態（第<u>5</u>区分）」の<u>5</u>つの対応区分のうち、第<u>2</u>区分、第<u>3</u>区分又は第<u>4</u>区分が設定された場合に行う。</p> <p>事業者からの安全実績指標の報告又は検査指摘事項の重要度評価の決定により、対応区分の変更を行った場合には、規則第<u>3</u>条第<u>3</u>項に基づき、事業者に対して、その旨を通知するとともに、<u>第2区分、第3区分又は第4区分</u>が設定された場合には、事業者に根本的な原因分析（第3区分又は第4区分が設定された場合には、安全文化及び核セキュリティ文化の改善に係る検討を含み、このうち第4</p>	<h4>2.5 対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）</h4> <p>追加検査については、検査指摘事項の重要度評価及び安全実績指標の分類に応じて、表<u>6-1</u>及び表<u>6-2</u>に示すとおり、対応区分を設定する。なお、安全実績指標の値の分類により評価基準の対象となった事象が検査指摘事項としても評価基準の対象になっている場合は、いずれか分類の程度の大きいもののみを対象として取り扱う。</p> <p>追加検査は、「各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態（第<u>1</u>区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態（第<u>2</u>区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態（第<u>3</u>区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態（第<u>4</u>区分）」又は「監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態（第<u>5</u>区分）」の<u>5</u>つの対応区分のうち、第<u>2</u>区分、第<u>3</u>区分又は第<u>4</u>区分が設定された場合に行う。</p> <p>事業者からの安全実績指標の報告又は検査指摘事項の重要度評価の決定により、対応区分の変更を行った場合には、規則第<u>3</u>条第<u>3</u>項に基づき、事業者に対して、その旨を通知するとともに、<u>第2区分、第3区分又は第4区分</u>が設定された場合には、事業者に根本的な原因分析（第3区分又は第4区分が設定された場合には、安全文化及び核セキュリティ文化の改善に係る検討を含み、このうち第4</p>

<p>た場合には、外部機関による評価を含む。)を伴う改善措置活動の計画並びにその実施結果の報告を求める。また、<u>3年間以上継続して第3区分が設定された事業者</u>に対しては、安全活動の改善に係る取組状況等について追加で報告を求める。</p> <p>追加検査は、<u>第2区分又は第3区分が設定された場合は、事業者から前記の実施結果の報告があつた時点以降に実施し、第4区分が設定された場合は、区分の設定から6か月以内に改善措置活動の計画の報告を行うよう、事業者に求めた上で、その計画の報告を受理した後、当該計画を踏まえた追加検査の計画を作成し、追加検査を行う。</u></p> <p><u>第2区分、第3区分又は第4区分が設定された場合は、その要因となった状態の改善状況を追加検査により確認し、改善の効果が確認できた場合は、第1区分に変更し、事業者に通知する。</u></p> <p>追加検査の実施に当たっては、規則第7条に基づき当該事業者に対して対応する手数料の納付を納入告知書の交付により当該事業者に求める。</p> <h2>2.6 特別検査の実施に係る判断</h2> <p><u>原子力規制委員会が法第62条の3の規定により各事業規則に定める事故故障等の報告を受けた場合には、その時点で得られた事故故障等に係る情報を基に、当該事象が各監視領域の活動目的の達成に対して大きな影響を与える若しくはそうなる可能性のあった事象又は公衆の健康と安全に影響を及ぼす可能性のあった事象であるかについて安全上の重要性に係る評価を行うとともに、それまでの基本検査での事業者の安全活動状況等の確認結果を踏まえ、特別検査の実施要否を判断する。</u></p> <p>特別検査を実施する場合、発生した<u>事故故障等</u>の状況の調査及び把握をするため、事象の原因等に関する専門分野の原子力検査官を編成し、検査目的、検査対象、検査期間等を設定し、事業者に通知する。</p> <h2>2.7 総合的な評定</h2> <h3>(1) 評定の単位</h3> <p>総合的な評定は、原則として、規制体系の基礎となる事業等の許可又は指定の単位で年1回行う^{※6}。ただし、一つの原子炉設置許可において複数の原子炉の設置許可がなされている場合には、各原子炉の安全確保の状況を明確にするため、原子炉ごとに評定を行う。</p> <p><u>※6 使用者(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。)に対する検査(核物質防護に係るもの)及び核原料物質を使用する者に対する検査については、10年に1回の原子力規制検査の基本検査を実施した年度ごとに評定を行う。</u></p> <h3>(2) (略)</h3>

2.8 総合的な評定の結果の通知及び公表

総合的な評定の結果には、表6-1及び表6-2の対応区分の設定のほか、横断領域に係る検査指摘事項がある場合にはこれも含める。これを事業者に通知する際、検査の結果を踏まえて作成した次期の検査計画のほか、必要に応じ、以下の事項を事業者に通知するとともに、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原則1年に1回公表する。この際、規則第7条に基づき、規則別表のとおり当該事業者に対して原子力施設の状態等に応じた基本検査の手数料の納付を納入告知書の交付により求める。^{※8}

①・② (略)

③ 3年間以上継続して第3区分が設定されている場合は、事業者による安全活動の改善に係る取組状況等

④ (略)

※8 使用者（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）に対する検査（核物質防護に係るもの）及び核原料物質を使用する者に対する検査については、10年に1回の原子力規制検査の基本検査を実施する年度（実施時期が年度初めの場合は、その前年度）に検査計画を通知し、規則第7条に基づき基本検査の手数料の納付を納入告知書の交付により求める。なお、令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する使用者が一つの使用許可において令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等についても許可を受けている場合には、年1回の評定の結果の公表に合わせて手数料の納付を納入告知書の交付により求める。

2.9 検査結果に基づく規制措置の検討等

規制措置は、検査等で確認した問題点を是正し、各監視領域における活動目的の達成を確保するための措置命令のほか、法令に基づく事業者の責務の実施が確保できないと考えられる場合の許可取消し等の処分を含め、事業者による問題解決への取組を確実なものとするための規制機関としての対応である（関連する処分に係る法の条文を表7に示す。）。この対応は、事案の性格や内容に応じて、各監視領域における活動目的の達成を確保するために適時実施する必要があることから、重要度評価の結果を踏まえて、総合的な評定を待つことなく検討を行う。なお、即時の対応を必要としないものについては、総合的な評定を踏まえてその後の原子力規制検査で状況を確認するなど、事案の重要度、緊急性等を踏まえて的確に対応する。

原子力規制検査において気付き事項がある場合は、「3.2(5)検査の実施」に規定する検査指摘事項とするかどうかの判断及び重要度評価を行う。これと並行して、法令違反があったか、原子力規制委員会の規制活動に影響を及ぼすものか、原子力安全に実質的な影響があったか、意図的な不正行為によるものかの視点で情報収集等を行い、問題がないか確認する。重要度評価及びこれらの確認の結果から、当該事業者に必要な措置を求める検討を行う。特に、検査指摘事項のうち重要度評価の結果が、実用発電用原子炉施設については緑以外のもの、核燃料施設等については指摘事項（追加対応あり）としたものについては、規制要求に抵触している蓋然性が高いことから、規制措置の要否を検討した上で、その内容を決定する。また、規制措置が不利益処分となる場合には、行政手続法等に基づき、必要な手続を取る。本規制措置の検討に当たっては、検査指摘事項の重要度評価の手順と同様に、事業者の希望に応じて公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で意見等を聴取する機会を設ける。

なお、措置命令等を行った場合においては、必要に応じて当該命令等に係る措置の実施状況を原子力規制検査により確認する。

検査結果に基づく規制措置の詳細については、別途ガイドを定める。

2.8 総合的な評定の結果の通知及び公表

総合的な評定の結果には、表6-1及び表6-2の対応区分の設定のほか、横断領域に係る指摘事項がある場合にはこれも含める。これを事業者に通知する際、検査の結果を踏まえて作成した次期の検査計画のほか、必要に応じ、以下の事項を事業者に通知するとともに、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原則1年に1回公表する。この際、規則第7条に基づき、規則別表のとおり当該事業者に対して原子力施設の状態等に応じた基本検査の手数料の納付を納入告知書の交付により求める。^{※7}

①・② (略)

③ 3年間以上継続して第3区分が設定されている場合は、事業者による安全活動の改善に係る取組状況等

④ (略)

※7 使用者（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）に対する検査（核物質防護に係るもの）及び核原料物質を使用する者に対する検査については、10年に1回の原子力規制検査の基本検査を実施する年度（実施時期が年度初めの場合は、その前年度）に検査計画を通知し、規則第7条に基づき基本検査の手数料の納付を納入告知書の交付により求める。

2.9 検査結果に基づく規制対応措置の検討等

規制対応措置は、検査等で確認した問題点を是正し、各監視領域における活動目的の達成を確保するための措置命令のほか、法令に基づく事業者の責務の実施が確保できないと考えられる場合の許可取消し等の処分を含め、事業者による問題解決への取組を確実なものとするための規制機関としての対応である（関連する処分に係る法の条文を表7に示す。）。この対応は、事案の性格や内容に応じて、各監視領域における活動目的の達成を確保するために適時実施する必要があることから、重要度評価の結果を踏まえて、総合的な評定を待つことなく検討を行う。なお、即時の対応を必要としないものについては、総合的な評定を踏まえてその後の原子力規制検査で状況を確認するなど、事案の重要度、緊急性等を踏まえて的確に対応する。

原子力規制検査において気付き事項がある場合は、「3.2(5)検査の実施」に規定する検査指摘事項とするかどうかの判断及び重要度評価と並行して、当該気付き事項に対する事業者の自律的な改善能力があるかどうか、当該気付き事項が組織として意図的に行われたもの又は明らかな瑕疵（かし）によって起きたものであるかどうか、検査等の実効性を確保するための事業者の安全活動^{※8}に著しい瑕疵があるかどうかなどの視点で情報収集等を行い、これらの視点により問題が確認された場合は、当該気付き事項に対する重要度評価の結果も踏まえて、当該事業者に必要な措置を求める検討を行う。特に、検査指摘事項のうち重要度評価の結果が、実用発電用原子炉施設については緑以外のもの、核燃料施設等については指摘事項（追加対応あり）としたものについては、規制要求に抵触している蓋然性が高いことから、規制対応措置の要否を検討した上で、その内容を決定する。また、規制対応措置が不利益処分となる場合には、行政手続法等に基づき、必要な手続を取る。本規制対応措置の検討に当たっては、検査指摘事項の重要度評価の手順と同様に、事業者の希望に応じて公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で意見等を聴取する機会を設ける。

なお、措置命令等を行った場合においては、必要に応じて当該命令等に係る措置の実施状況を原子

	<p>力規制検査により確認する。</p> <p>検査結果に基づく<u>規制対応措置</u>の詳細については、別途ガイドを定める。</p> <p><u>※8 例えば記録保存</u></p>
<p>3 検査の実施に係る手順等</p> <p>本章では、「2.1 検査の体系」等及び「2.4 検査の結果の通知及び公表」で示す検査等を円滑に運用するための具体的な手順等を定める。</p>	<p>3 検査の実施に係る手順等</p> <p>本章では、「2.1 検査の体系」等及び「2.4 検査の結果の通知及び公表」で示す検査等を円滑に運用するための具体的な手順等を定める。</p>
<p>3.1 検査計画</p> <p>原子力規制検査は、総合的な評定の結果及びその他の関連事情を勘案して、検査の程度を決定し、計画して実施するため、総合的な評定を取りまとめる際には、その結果を踏まえた検査計画を合わせて作成し、事業者に通知するとともに、<u>原子力規制委員会のホームページ等を通じて公表する</u>。ただし、追加検査及び特別検査は、総合的な評定を待つことなく実施することから、事案が発生した都度、個別に計画を作成し、検査の対象、内容、期間等について当該事業者に通知するとともに、<u>原子力規制委員会のホームページ等を通じて公表する</u>。なお、勘案すべきその他の関連事情には、原子力施設の種別、規模及び建設段階、供用段階、廃止措置段階等の原子力施設の状態等が含まれる。</p> <p>総合的な評定の単位（原則として<u>事業等の許可</u>又は指定の単位、原子炉設置者にあっては原子炉の単位）を踏まえ、同一の単位ごとに検査計画を作成する。その際、1つの事業者において複数の事業の許可又は指定を受けている場合や、複数の原子炉又は原子力発電所の運転等をしている場合等、総合的な評定の単位を超えて事業者が同一の組織で安全活動を行っている場合には、一体的に検査を行う計画を立て、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。そのため、検査計画の作成においては、主にチーム検査の計画について、<u>事業者の安全活動計画</u>を踏まえて、原子力検査官の配置等を考慮して検査時期の調整を行う。また、日常検査については、事業者の日々の安全活動状況等を踏まえて適時検査を行う必要があるため、年間を通して、検査ガイドに規定する検査量が事業者の安全活動状況に応じて適切に配分できるように隨時調整する。その際、複数の監視領域に共通する検査ガイドを用いて検査を実施する場合や、複数の検査ガイドを併用して一体的に検査を実施する場合等は、それぞれに検査量を配分する。</p> <p>また、法定確認行為等に係る検査は事業者からの申請等に基づいて行うこととなるため、申請等の内容を踏まえて設定された検査項目に係る検査の実施計画を立てる。</p> <p>検査計画を作成後、事業者の安全活動計画が大幅に変更となった場合は、適宜検査計画を変更し、変更後の事業者の安全活動計画に即した検査が実施できるよう調整する。</p> <p>3.2 検査の実施</p> <p>作成した検査計画に基づき、基本検査、追加検査及び特別検査を行う際には、事業者の日々の活動状況を踏まえて検査内容の詳細を設定していく必要があるため、日常検査や日々の監視、事業者会議への参加等を通じて、検査前に事業者の安全活動状況及び活動予定を把握し、チーム検査の具体的な検査内容を設定して検査を実施する。原子力検査官は、法第61条の<u>2</u>の<u>2</u>第<u>3</u>項並びに第68条第<u>1</u>項及び第<u>2</u>項の規定に基づく検査を、事業者又は事業者の調達先の者（以下「事業者等」という。）が安全活動を行う場所（以下「検査場所」という。）への立入り、必要な物件の検査、関係者に対する質問及び事業者から必要な試料の提出を受けての試験等を通じて、<u>効率的かつ効果的に</u>実施するため、必要な事前準備を行った上で検査を実施する。</p>	<p>3.1 検査計画</p> <p>原子力規制検査は、総合的な評定の結果及びその他の関連事情を勘案して、検査の程度を決定し、計画して実施するため、総合的な評定を取りまとめる際には、その結果を踏まえた検査計画を合わせて作成し、事業者に通知するとともに、<u>公表する</u>。ただし、追加検査及び特別検査は、総合的な評定を待つことなく実施することから、事案が発生した都度、個別に計画を作成し、検査の対象、内容、期間等について当該事業者に通知するとともに、<u>公表する</u>。なお、勘案すべきその他の関連事情には、原子力施設の種別、規模及び建設段階、供用段階、廃止措置段階等の原子力施設の状態等が含まれる。</p> <p>総合的な評定の単位（原則として<u>事業の許可</u>又は指定の単位、原子炉設置者にあっては原子炉の単位）を踏まえ、同一の単位ごとに検査計画を作成する。その際、1つの事業者において複数の事業の許可又は指定を受けている場合や、複数の原子炉又は原子力発電所の運転等をしている場合等、総合的な評定の単位を超えて事業者が同一の組織で安全活動を行っている場合には、一体的に検査を行う計画を立て、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。そのため、検査計画の作成においては、主にチーム検査の計画について、<u>各事業者の安全活動計画</u>を踏まえて、原子力検査官の配置等を考慮して検査時期の調整を行う。また、日常検査については、事業者の日々の安全活動状況等を踏まえて適時検査を行う必要があるため、年間を通して、検査ガイドに規定する検査量が事業者の安全活動状況に応じて適切に配分できるように随时調整する。その際、複数の監視領域に共通する検査ガイドを用いて検査を実施する場合や、複数の検査ガイドを併用して一体的に検査を実施する場合等は、それぞれに検査量を配分する。</p> <p>また、法定確認行為等に係る検査は事業者からの申請等に基づいて行うこととなるため、申請等の内容を踏まえて設定された検査項目に係る検査の実施計画を立てる。</p> <p>検査計画を作成後、事業者の安全活動計画が大幅に変更となった場合は、適宜検査計画を変更し、変更後の事業者の安全活動計画に即した検査が実施できるよう調整する。</p> <p>3.2 検査の実施</p> <p>作成した検査計画に基づき、基本検査、追加検査及び特別検査を行う際には、事業者の日々の活動状況を踏まえて検査内容の詳細を設定していく必要があるため、日常検査や日々の監視、事業者会議への参加等を通じて、検査前に事業者の安全活動状況及び活動予定を把握し、チーム検査の具体的な検査内容を設定して検査を実施する。原子力検査官は、法第61条の<u>2</u>の<u>2</u>第<u>3</u>項並びに第68条第<u>1</u>項及び第<u>2</u>項の規定に基づく検査を、事業者又は事業者の調達先の者（以下「事業者等」という。）が安全活動を行う場所（以下「検査場所」という。）への立入り、必要な物件の検査、関係者に対する質問及び事業者から必要な試料の提出を受けての試験等を通じて、<u>効率的かつ効果的に</u>実施するため、必要な事前準備を行った上で検査を実施する。</p>

<p>(1) 立入りに関する事前準備</p> <p>検査場所では、放射線管理や核物質防護管理等を目的に立入りを制限している場合があるため、事業者等がその責務を遵守することを阻害しないよう配慮し、事前に事業者等の運用状況を把握し、事業者等の行う必要な教育及び訓練を受け、検査のために立入りができるようにしておく。</p> <p>なお、原子力検査官の立入りに関しては、立入先での<u>事業者等</u>の安全活動状況の実態が確実に観察できるようにするため、事業者等の職員等が原子力検査官の立入先への出入りや立入先での居場所を原子力検査官の許可なしに原則ほかの事業者等の職員等に連絡しないよう、事業者等において周知徹底されるよう準備する。</p>	<p>(1) 立入りに関する事前準備</p> <p>検査場所では、放射線管理や核物質防護管理等を目的に立入りを制限している場合があるため、事業者等がその責務を遵守することを阻害しないよう配慮し、事前に事業者等の運用状況を把握し、事業者等の行う必要な教育及び訓練を受け、検査のために立入りができるようにしておく。</p> <p>なお、原子力検査官の立入りに関しては、立入先での<u>事業者</u>の安全活動状況の実態が確実に観察できるようにするため、事業者等の職員等が原子力検査官の立入先への出入りや立入先での居場所を原子力検査官の許可なしに原則ほかの事業者等の職員等に連絡しないよう、事業者等において周知徹底されるよう準備する。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(3) 関係者に対する質問に関する事前準備</p> <p>関係者に対する質問は、事業者等の職員に限らず、<u>事業者等</u>の安全活動に關係している者に対して、原子力規制検査の実施に必要な範囲で、事業者の活動状況や当該活動に係るその者の認識等を把握するために行う。この際、事業者等の活動を阻害し安全上の影響を及ぼすことのないよう、質問時期等に配慮する。</p> <p>質問への回答内容は、回答者の役職、責務等を踏まえて取り扱い、組織としての回答を求める場合には、質問に関する事項に責任を有する者を特定して質問を行う。</p>	<p>(3) 関係者に対する質問に関する事前準備</p> <p>関係者に対する質問は、事業者等の職員に限らず、<u>事業者</u>の安全活動に關係している者に対して、原子力規制検査の実施に必要な範囲で、事業者の活動状況や当該活動に係るその者の認識等を把握するために行う。この際、事業者等の活動を阻害し安全上の影響を及ぼすことのないよう、質問時期等に配慮する。</p> <p>質問への回答内容は、回答者の役職、責務等を踏まえて取り扱い、組織としての回答を求める場合には、質問に関する事項に責任を有する者を特定して質問を行う。</p>
<p>(4) 開始会議</p> <p>チーム検査、追加検査及び特別検査では、<u>検査対象</u>とする事業者等の安全活動に責任を有する者を含めた関係者との打合せを実施し、検査目的、検査予定等を説明するとともに、効果的かつ効率的に検査が実施できるよう、<u>事業者等</u>の安全活動状況等の情報をあらかじめ聴取する。なお、非通知による検査を通じて<u>事業者等</u>の安全活動の実態を把握することを目的とする場合には、柔軟に検査を行う。</p>	<p>(4) 開始会議</p> <p>チーム検査等の検査時期を特定して計画的に行う検査では、<u>検査対象</u>とする事業者等の安全活動に責任を有する者を含めた関係者との打合せを実施し、検査目的、検査予定等を説明するとともに、効果的かつ効率的に検査が実施できるよう、<u>事業者</u>の安全活動状況等の情報をあらかじめ聴取する。なお、非通知による検査を通じて<u>事業者</u>の安全活動の実態を把握することを目的とする場合には、柔軟に検査を行う。</p>
<p>(5) 検査の実施</p> <p>別に定める検査ガイドに規定する検査対象、検査対象数、検査量等を踏まえて検査を実施する。その際、これまでの検査結果を含めた<u>事業者等</u>の安全活動状況を確認した上で、リスク情報を活用して、検査対象を選定する。</p> <p>事業者等の安全活動を全般的に監視するため、休日や平日通常勤務時間外の事業者等の安全活動に対して、検査ガイドで規定する範囲で当該活動の状況を確認する検査（以下「時間外検査」という。）を行うものとする。時間外検査は、異なる作業状態や多様な時間帯（炉停止、通常運転、週末、夜その他）の状況が確認できるように実施する。</p>	<p>(5) 検査の実施</p> <p>別に定める検査ガイドに規定する検査対象、検査対象数、検査量等を踏まえて検査を実施する。その際、これまでの検査結果を含めた<u>事業者</u>の安全活動状況を確認した上で、リスク情報を活用して、検査対象を選定する。</p> <p>事業者等の安全活動を全般的に監視するため、休日や平日通常勤務時間外の事業者等の安全活動に対して、検査ガイドで規定する範囲で当該活動の状況を確認する検査（以下「時間外検査」という。）を行うものとする。時間外検査は、異なる作業状態や多様な時間帯（炉停止、通常運転、週末、夜その他）の状況が確認できるように実施する。</p>
<p>検査における気付き事項がある場合は、関係する原子力検査官に情報を共有し意見交換を行うとともに、事実関係等を調査し、事業者等から見解を聴取するなど情報を収集した上で、<u>検査指摘事項</u>に該当するかどうかを判断する。こうした情報収集は、対象とする安全活動の重要度及び不明瞭な事項の程度に応じて実施するよう留意する。</p> <p><u>検査指摘事項</u>に該当するかどうかを判断するための詳細については、別途ガイドを定める。</p>	<p>検査における気付き事項がある場合は、関係する原子力検査官に情報を共有し意見交換を行うとともに、事実関係等を調査し、事業者等から見解を聴取するなど情報を収集した上で、<u>指摘事項</u>に該当するかどうかを判断する。こうした情報収集は、対象とする安全活動の重要度及び不明瞭な事項の程度に応じて実施するよう留意する。</p> <p><u>指摘事項</u>に該当するかどうかを判断するための詳細については、別途ガイドを定める。</p>
<p>(6) 締めくくり会議等</p> <p>原子力検査官は、検査ガイドの単位、検査の一定期間等の終了時又は終了後において事業者の責任</p>	<p>(6) 締めくくり会議等</p> <p>原子力検査官は、検査ガイドの単位、検査の一定期間等の終了時又は終了後において事業者の責任</p>

<p>者との会議等^{※9}を行い、検査結果並びに検査指摘事項に係る事実関係及び原子力検査官の認識（問題を指摘した視点等^{※10}）を説明する。その際、必要に応じて事業者等の意見を確認する。</p> <p>※9 指摘事項や気付き事項の有無によって会議の形態を調整してかまわない。</p> <p>※10 事業者に期待する対応の提案等は、事業者自らの改善策の検討を阻害する可能性があるため、緊急を要すると考えられる場合、必要な対応が明白である場合に限る等、慎重に実施する必要がある。</p>	<p>者との会議等を行い、検査結果並びに検査指摘事項に係る事実関係及び原子力検査官の認識（問題を指摘した視点等^{※9}）を説明するとともに、事業者の見解を聴取し、検査報告書に記載する。</p> <p>※9 事業者に期待する対応の提案等は、事業者自らの改善策の検討を阻害する可能性があるため、緊急を要すると考えられる場合、必要な対応が明白である場合に限る等、慎重に実施する必要がある。</p>
<h3>3.3 検査報告書の作成</h3> <p>四半期の間に実施した基本検査について検査報告書を作成する。検査報告書には、当該四半期に実施した検査内容、検査指摘事項等を記載する。検査指摘事項は、その事案における問題が明確になるように事実を客観的に記載する。追加検査及び特別検査の検査報告書は、それぞれ個別に作成する。</p> <p><u>検査報告書の案は原子力規制委員会のホームページ等を通じて公表する（核物質防護に係る検査結果報告書の案については非公表とする。）</u>。事業者から検査報告書の案に対する事実誤認等に関する意見を聴取する場合は、原則、書面にて行う。当該意見と併せて基本検査の結果を原子力規制委員会に報告する。</p>	<h3>3.3 検査報告書の作成</h3> <p>四半期の間に実施した基本検査について報告書を作成する。報告書には、当該四半期に実施した検査内容、検査指摘事項等を記載する。検査指摘事項は、その事案における問題が明確になるように事実を客観的に記載する。追加検査及び特別検査の検査報告書は、それぞれ個別に作成する。</p> <p><u>報告書の案は事業者に開示し、当該事業者が事実誤認等に関する意見等の陳述を希望する場合には、公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）又は書面にて意見等を聴取する。</u></p>
<h2>4 法定確認行為等と原子力規制検査の関係</h2> <p>核燃料物質等に関する事業所外廃棄の確認等の法定確認行為等を実施するに当たっては、事業者の一連の安全活動を記録等により確認することが必要となるが、原子力規制検査により関連する事業者の安全活動を適時確認することにより、当該記録等の適切性を確認することが可能であるため、法定確認行為等に係る事業者からの申請等があった場合には、申請等以前の関連する事業者の安全活動に対する原子力規制検査の結果を確認するとともに、申請等後の原子力規制検査による確認結果も含め、事業者の一連の安全活動を記録等により確認する。</p>	<h2>4 法定確認行為等と原子力規制検査の関係</h2> <p>核燃料物質等に関する事業所外廃棄の確認等の法定確認行為等を実施するに当たっては、事業者の一連の安全活動を記録等により確認することが必要となるが、原子力規制検査により関連する事業者の安全活動を適時確認することにより、当該記録等の適切性を確認することが可能であるため、法定確認行為等に係る事業者からの申請等があった場合には、申請等以前の関連する事業者の安全活動に対する原子力規制検査の結果を確認するとともに、申請等後の原子力規制検査による確認結果も含め、事業者の一連の安全活動を記録等により確認する。</p>
<h3>4.1 申請等の受理</h3> <p>法定確認行為等の種別に応じて表8-1及び表8-2に示す各規則条文に対応した原子力規制委員会宛ての申請書等について、法定確認行為等を受けようとする事業者から提出された場合には、申請書等の記載事項が当該規則条文に対応していることを確認する。また、令別表第1で規定されている手数料の納付を納入告知書の交付により求めた上で、必要な手数料が納付されていることを確認するものとする。</p> <p>受理した申請については、確認対象となる事項を特定し、関連する事業者の安全活動に対する原子力規制検査による検査項目（以下単に「検査項目」という。）を設定する。</p>	<h3>4.1 申請等の受理</h3> <p>法定確認行為等の種別に応じて表8-1及び表8-2に示す各規則条文に対応した原子力規制委員会宛ての申請書等について、法定確認行為等を受けようとする事業者から提出された場合には、申請書等の記載事項が当該規則条文に対応していることを確認する。また、令別表第1で規定されている手数料の納付を納入告知書の交付により求めた上で、必要な手数料が納付されていることを確認するものとする。</p> <p>受理した申請については、確認対象となる事項を特定し、関連する事業者の安全活動に対する原子力規制検査による検査項目（以下単に「検査項目」という。）を設定する。</p>
<h3>4.2 原子力規制検査の結果の確認等</h3> <p>設定した検査項目について、申請以前の関連する事業者の安全活動の実施状況に係る原子力規制検査の結果を確認した上で、事業者の安全活動に対して確認すべき事項を特定し、原子力規制検査等を実施する。</p> <p>法定確認行為等に必要な確認を実施し、設定した検査項目について検査指摘事項がないこと、又は検査指摘事項があった場合には内容が当該申請に係る確認対象となる事項に影響を及ぼさないことを確認した場合には、確認証の交付を行う。</p>	<h3>4.2 原子力規制検査の結果の確認等</h3> <p>設定した検査項目について、申請以前の関連する事業者の安全活動の実施状況に係る原子力規制検査の結果を確認した上で、申請後の事業者の安全活動に対して確認すべき事項を特定し、原子力規制検査等を実施する。</p> <p>法定確認行為等に必要な確認を実施し、設定した検査項目について検査指摘事項がないこと、又は検査指摘事項があった場合には内容が当該申請に係る確認対象となる事項に影響を及ぼさないことを確認した場合には、確認証の交付を行う。</p>

図 1-1 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素（実用発電用原子炉）

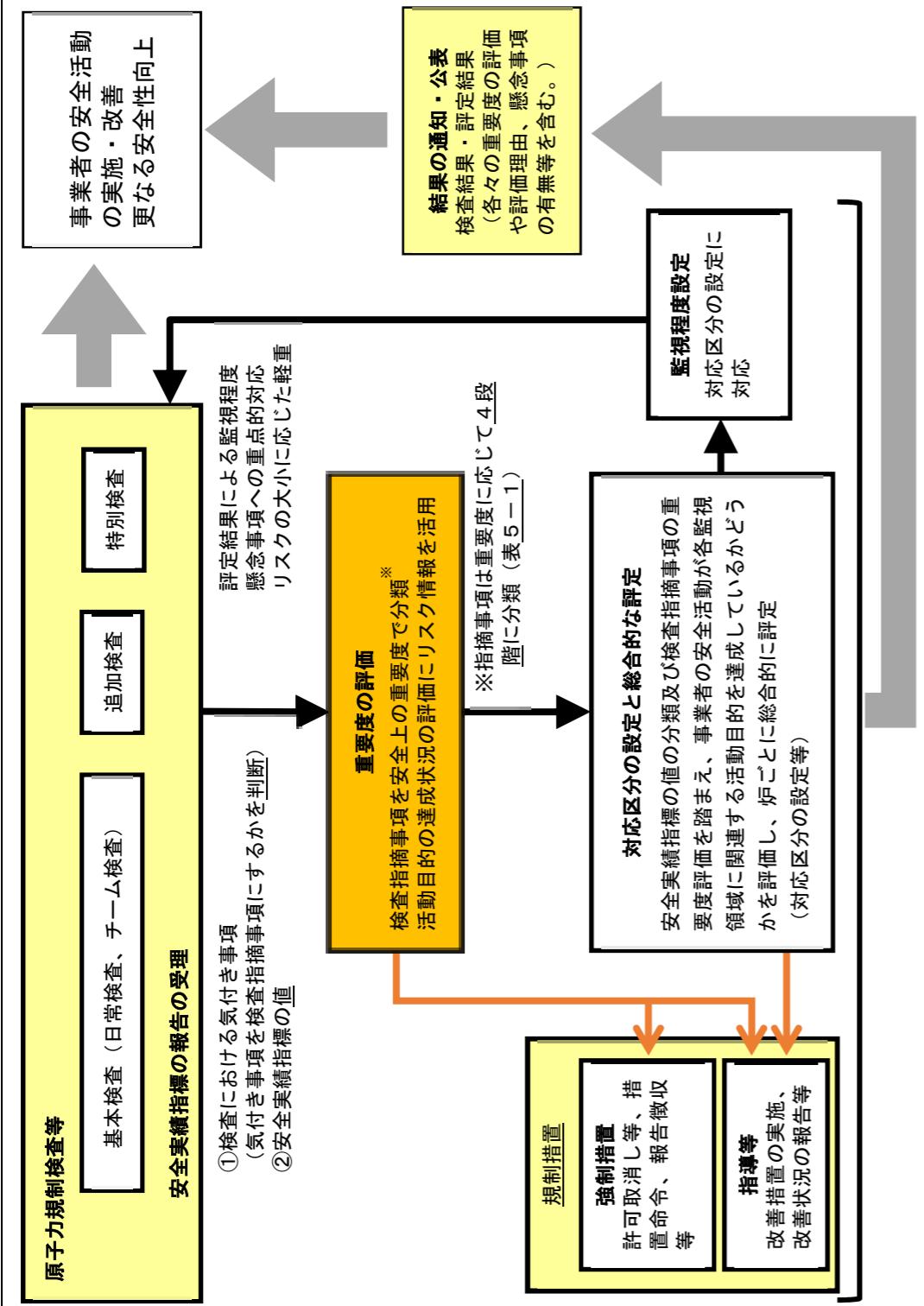


図 1-1 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素（実用発電用原子炉）

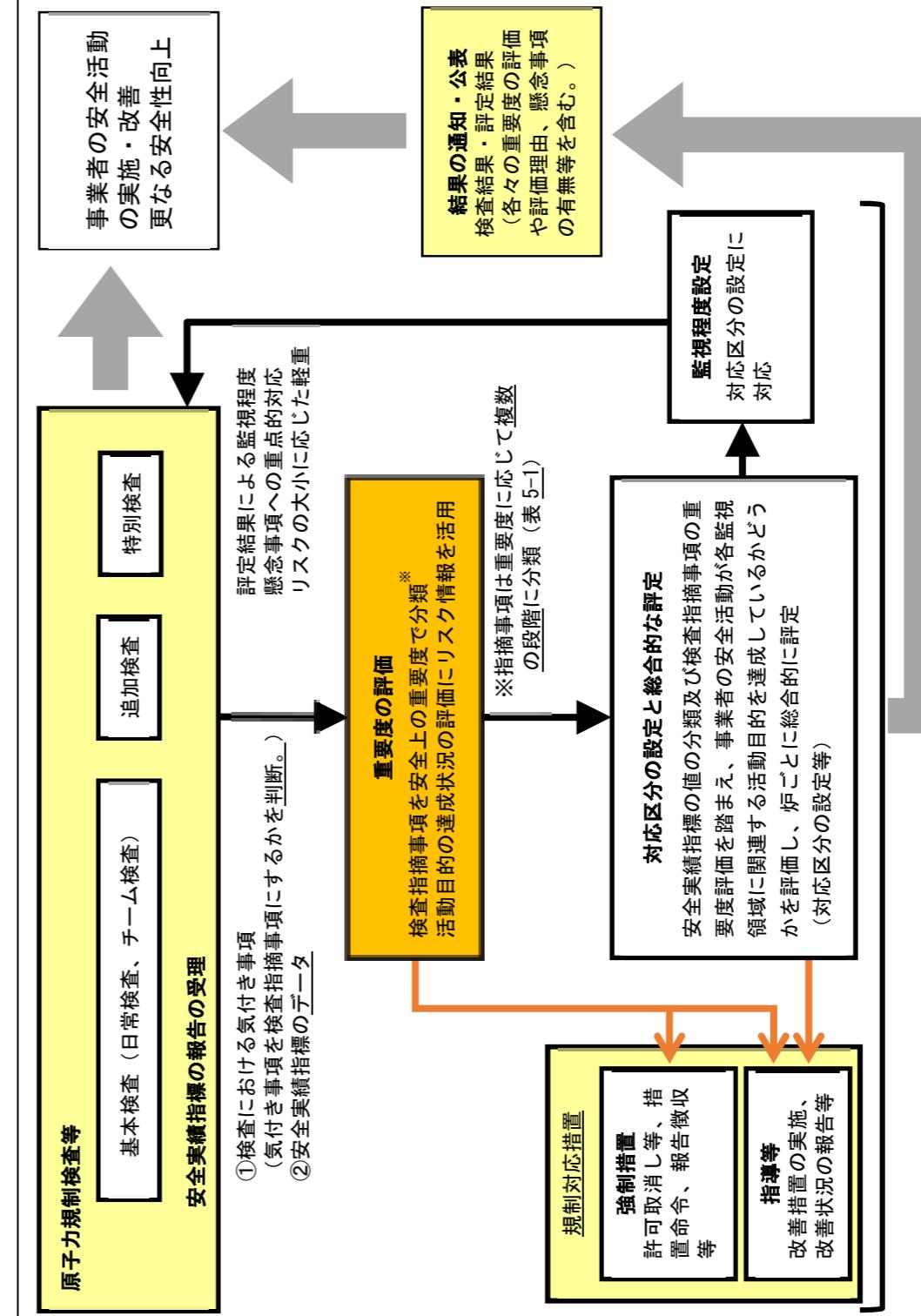


図 1-2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素（核燃料施設等）

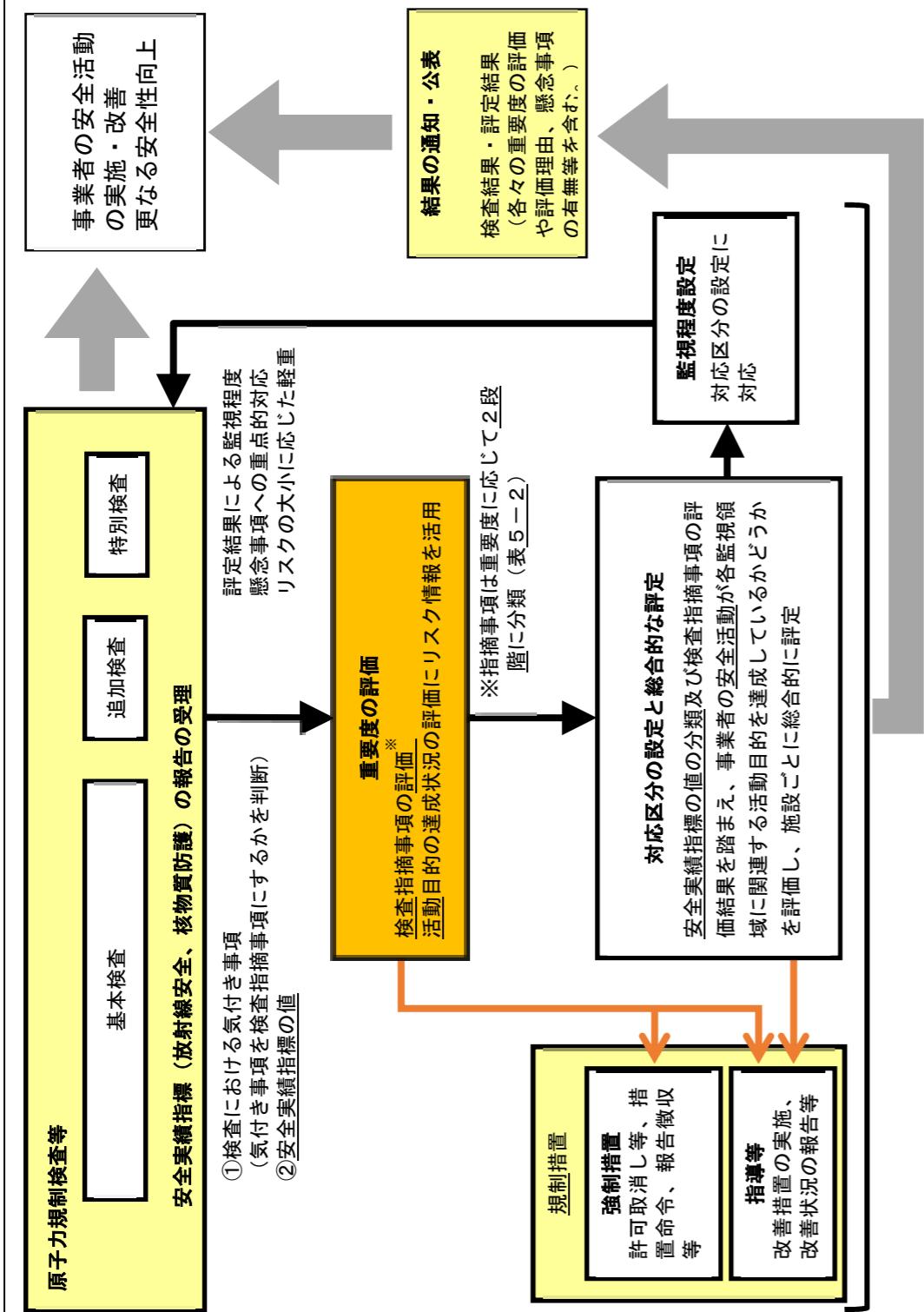


図 1-2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素（核燃料施設等）

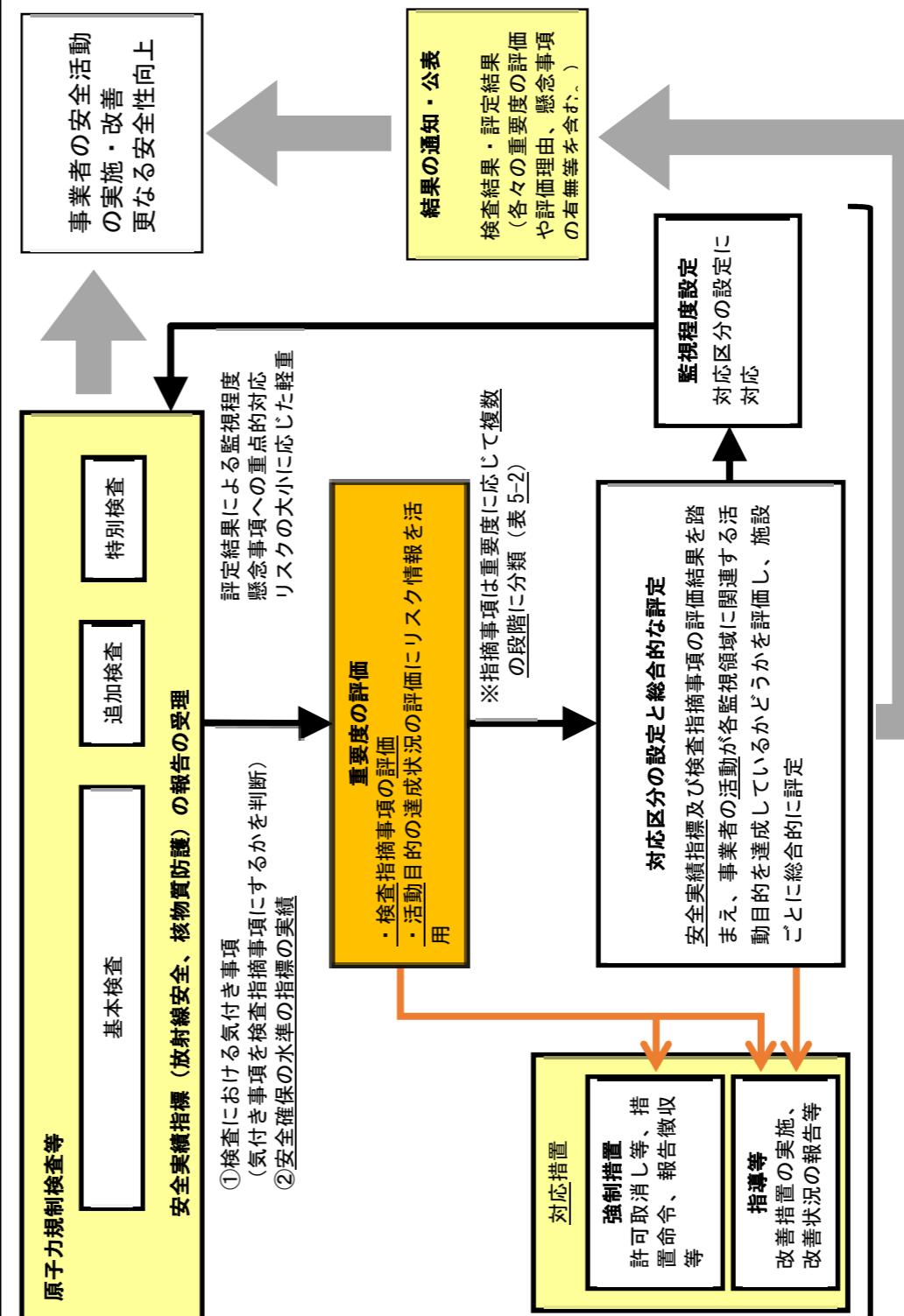


表 1-1 原子力規制委員会の確認に関する事業等ごとの法令条文番号

廃棄物埋設に関する確認	使用前事業者検査(使用前検査)についての原子力規制委員会の確認	定期事業者検査の判定期間に関する告示	坑道の閉鎖の工程ごとの原子力規制委員会が行う確認	廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認	(旧原子力事業者等における)廃止措置が終了したときの原子力規制
-------------	---------------------------------	--------------------	--------------------------	-------------------------	---------------------------------

表 1-1 原子力規制委員会の確認に関する事業等ごとの法令条文番号

廃棄物埋設に関する確認	使用前事業者検査(使用前検査)についての原子力規制委員会の確認	定期事業者検査の判定期間に関する告示	坑道の閉鎖の工程ごとの原子力規制委員会が行う確認	廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認	(旧原子力事業者等における)廃止措置が終了したときの原子力規制
-------------	---------------------------------	--------------------	--------------------------	-------------------------	---------------------------------

						委員会の確認						委員会の確認	
製錬の事業	(略)	(略)	(略)	(略)	法第 12 条の 6 第 8 項	法第 12 条の 7 第 9 項						法第 12 条の 6 第 8 項	法第 12 条の 7 第 9 項
加工の事業	(略)	法第 16 条の 3 第 3 項	(略)	(略)	法第 22 条の 8 第 3 項	法第 22 条の 9 第 5 項						法第 22 条の 8 第 3 項	法第 22 条の 9 第 5 項
試験研究用等原子炉の設置、運転等	(略)	法第 28 条第 3 項	(略)	(略)	法第 43 条の 3 の 2 第 3 項	法第 43 条の 3 の 3 第 4 項						法第 43 条の 3 の 2 第 3 項	法第 43 条の 3 の 3 第 4 項
発電用原子炉の設置、運転等	(略)	法第 43 条の 3 の 11 第 3 項	実用炉則第 55 条第 1 項 の表の上欄	(略)	法第 43 条の 3 の 34 第 3 項	法第 43 条の 3 の 35 第 4 項						法第 43 条の 3 の 34 第 3 項	法第 43 条の 3 の 35 第 4 項
貯蔵の事業	(略)	法第 43 条の 9 第 3 項	(略)	(略)	法第 43 条の 27 第 3 項	法第 43 条の 28 第 4 項						法第 43 条の 27 第 3 項	法第 43 条の 28 第 4 項
再処理の事業	(略)	法第 46 条第 3 項	(略)	(略)	法第 50 条の 5 第 3 項	法第 51 条第 4 項						法第 50 条の 5 第 3 項	法第 51 条第 4 項
廃棄の事業	法第 51 条の 6 第 1 項及び 第 2 項	法第 51 条の 8 第 3 項	(略)	法第 51 条の 24 の 2 第 2 項	法第 51 条の 25 第 3 項	法第 51 条の 26 第 4 項						法第 51 条の 25 第 3 項	法第 51 条の 26 第 4 項
核燃料物質の使用等	(略)	法第 55 条の 2 第 3 項	(略)	(略)	法第 57 条の 5 第 3 項	法第 57 条の 6 第 4 項						法第 57 条の 5 第 3 項	法第 57 条の 6 第 4 項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						(略)	(略)

実用炉則：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

表1-2 原子力規制委員会の確認に関する原子力事業者等に共通する法律条文番号

廃棄に関する確認	(略)
運搬に関する確認等	(略)
放射能濃度についての確認	法第 61 条の 2

表1-2 原子力規制委員会の確認に関する原子力事業者等に共通する法律条文番号

廃棄に関する確認	(略)
運搬に関する確認等	(略)
放射能濃度についての確認	法第 61 条の 2

表2 事業等ごとの検査対象事項の条文

	第 61 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号	同項第 2 号	同項第 3 号				同項第 4 号		
使用前事業者検査*	(略)	定期事業者検査	技術上の基準	保安規定	核物質防護規定	廃止措置計画	許可取消しによる廃止措置	閉鎖措置計画	放射能濃度の測定及び評価の方法
製錬事業者	(略)	(略)	第 12 条第 1 項	第 12 条の 2 第 1 項	第 12 条の 6 第 1 項	第 12 条の 7 第 2 項	(略)	第 61 条の 2 第 2 項	第 11 条の 2 第 1 項
加工事業者	第 16 条の 3 第 2 項	第 16 条の 5 第 2 項	第 16 条の 4	第 22 条第 1 項	第 22 条の 6 第 1 項	第 22 条の 8 第 2 項	(略)	第 21 条の 2 第 2 項	第 21 条の 2 第 1 項

表2 事業等ごとの検査対象事項の条文

	第 61 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号	同項第 2 号	同項第 3 号							同項第 4 号	
使用前事業者検査*	(略)	定期事業者検査	技術上の基準	保安規定	核物質防護規定	廃止措置計画	許可取消しによる廃止措置	閉鎖措置計画	放射能濃度の測定及び評価の方法	防護措置	保安措置
製錬事業者	(略)	(略)	(略)	(略)	第 12 条の 2 第 1 項	第 12 条の 6 第 2 項	第 12 条の 7 第 2 項	(略)	第 61 条の 2 第 2 項	第 11 条の 2 第 1 項	第 58 条第 1 項・第 59 条
加工事業者	第 16 条の 3 第 2 項	第 16 条の 5 第 2 項	第 16 条の 4	第 22 条第 1 項	第 22 条の 6 第 1 項	第 22 条の 8 第 2 項	第 22 条の 9 第 2 項	(略)	第 21 条の 2 第 2 項	第 21 条の 2 第 1 項	第 58 条第 1 項・第 59 条

試験研究用等原子炉設置者	第28条第2項	第29条第2項	第28条の2	第37条第1項	第43条の2第1項	第43条の3の2第1項	第43条の3の2第2項	(略)		第35条第2項	第35条第1項		試験研究用等原子炉設置者	第28条第2項	第29条第2項	第28条の2	第37条第1項	第43条の2第1項	第43条の3の2第2項	第43条の3の2第2項	(略)		第35条第2項	第35条第1項	
外国原子力船運航者	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		第35条第2項	第35条第1項		外国原子力船運航者	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第35条第2項	第35条第1項	
発電用原子炉設置者	第43条の3の3の11第2項	第43条の3の3の16第2項	第43条の3の3の14	第43条の3の24第1項	第43条の3の27第1項	第43条の3の34第2項	第43条の3の35第2項	(略)		第43条の3の22第2項	第43条の3の3の22第1項		発電用原子炉設置者	第43条の3の11第2項	第43条の3の16第2項	第43条の3の14	第43条の3の24第1項	第43条の3の27第1項	第43条の3の34第2項	第43条の3の35第2項	(略)		第43条の3の22第2項	第43条の3の22第1項	
使用済燃料貯蔵事業者	第43条の9第2項	第43条の11第2項	第43条の10	第43条の20第1項	第43条の25第1項	第43条の27第2項	第43条の28第2項	(略)		第43条の18第2項	第43条の18第1項		使用済燃料貯蔵事業者	第43条の9第2項	第43条の11第2項	第43条の10	第43条の20第1項	第43条の25第1項	第43条の27第2項	第43条の28第2項	(略)		第43条の18第2項	第43条の18第1項	
再処理事業者	第46条第2項	第46条の2の2第2項	第46条の2	第50条第1項	第50条の3第1項	第50条の5第2項	第51条第2項	(略)		第48条第2項	第48条第1項		再処理事業者	第46条第2項	第46条の2の2第2項	第46条の2	第50条第1項	第50条の3第1項	第50条の5第2項	第51条第2項	(略)		第48条第2項	第48条第1項	
廃棄事業者	第51条の8第2項	第51条の10第2項	第51条の9	第51条の18第1項	第51条の23第1項	第51条の25第2項	第51条の26第2項	第51条の24の2第1項		第51条の16第4項	第51条の16第1～3項		廃棄事業者	第51条の8第2項	第51条の10第2項	第51条の9	第51条の18第1項	第51条の23第1項	第51条の25第2項	第51条の26第2項	第51条の24の2第1項		第51条の16第4項	第51条の16第1～3項	
使用者	第55条の2第2項	(略)	(略)	第57条第1項	第57条の2第1項	第57条の5第2項	第57条の7第2項	(略)		第56条の3第2項	第56条の3第1項		使用者	第55条の2第2項	(略)	(略)	第57条第1項	第57条の2第1項	第57条の5第2項	第57条の7第2項	(略)		第56条の3第2項	第56条の3第1項	
核原料物質を使用する者	(略)	(略)	第57条の7第4項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		核原料物質を使用する者	(略)	(略)	第57条の7第4項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

※使用者は使用前検査

表3 監視領域の分類

	大分類	原子力施設安全			放射線安全	核物質防護
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

*使用者(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。)の原子力施設安全の小分類は、閉じ込めの維持のみ。

表3 監視領域の分類

	大分類	原子力施設安全			放射線安全	核物質防護
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

*使用者(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。)の原子力施設安全の小分類は、閉じ込めの維持のみ。

表4 安全実績指標

監視領域	安全実績指標		時期	規則*
原子力施設安全	発生防止	①～③ (略)	・四半期ごと ・評価期間は過去4四半期 (1年)	第5条 第1号 (実用発電用原子炉施設にのみ適用)
	影響緩和	④ (略)	・四半期ごと ・評価期間は過去12四半期 (3年)	
		BWR (略)	・四半期ごと ・評価期間は過去12四半期 (3年)	
		PWR (略)	・四半期ごと ・評価期間は過去12四半期 (3年)	
	⑤ (略)	・四半期ごと ・評価期間は過去4四半期 (1年)	・四半期ごと ・評価期間は過去4四半期 (1年)	
	閉じ込めの維持	⑥～⑦ (略)	・四半期ごと ・評価期間は過去4四半期 (1年)	
	重大事故等対処及び大規模損壊対処	⑧～⑩ (略)	・訓練サイクルごと ・評価期間は過去1年以内	
			・四半期ごと ・評価期間は過去4四半期 (1年)	
	放公衆	⑪ (略)	(略)	第5条 第2号
	射線従業員	⑫ (略)		
		⑬事故故障等の報告基準の実効線量(5mSv)を超えた計画外の被ばく発生件数		
核物質防護	核物質防護	⑭ (略)	(略)	第5条 第3号

規則：原子力規制検査等に関する規則

表5-1 検査指摘事項の重要度及び安全実績指標の値の分類（実用発電用原子炉施設）

緑	(略)
白	(略)
黄	(略)
赤	(略)

表5-2 検査指摘事項及び安全実績指標の値の分類（核燃料施設等）

表4 安全実績指標

監視領域	安全実績指標		時期	規則*
原子力施設安全	発生防止	①～③ (略)	・四半期ごと ・評価期間は過去4四半期 (1年)	第5条 第1号 (実用発電用原子炉施設にのみ適用)
	影響緩和	④ (略)	・四半期ごと ・評価期間は過去12四半期 (3年)	
		BWR (略)	・四半期ごと ・評価期間は過去12四半期 (3年)	
		PWR (略)	・四半期ごと ・評価期間は過去12四半期 (3年)	
	⑤ (略)	・四半期ごと ・評価期間は過去4四半期 (1年)	・四半期ごと ・評価期間は過去4四半期 (1年)	
	閉じ込めの維持	⑥～⑦ (略)	・四半期ごと ・評価期間は過去4四半期 (1年)	
	重大事故等対処及び大規模損壊対処	⑧～⑩ (略)	・訓練サイクルごと ・評価期間は過去1年以内	
			・四半期ごと ・評価期間は過去4四半期 (1年)	
	放公衆	⑪ (略)	(略)	第5条 第2号
	射線従業員	⑫ (略)		
		⑬事故故障等の報告基準の実効線量(5mSv)を超えた計画外の被ばく発生件数		
核物質防護	核物質防護	⑭ (略)	(略)	第5条 第3号

規則：原子力規制検査等に関する規則

表5-1 検査指摘事項の重要度及び安全実績指標の活動実績に応じた分類（実用発電用原子炉施設）

緑	(略)
白	(略)
黄	(略)
赤	(略)

表5-2 検査指摘事項及び安全実績指標の活動実績に応じた分類（核燃料施設等）

指摘事項 (追加対応なし)	(略)
指摘事項 (追加対応あり)	(略)

指摘事項 (追加対応なし)	(略)
指摘事項 (追加対応あり)	(略)

表6-1 対応区分（実用発電用原子炉施設）

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
評価基準	全ての安全実績指標が緑であって、かつ、検査指摘事項がない場合又は検査指摘事項がある場合においてその全ての評価が緑のとき	一つの監視領域（大分類）において白が <u>1</u> 又は <u>2</u> 生じている	・一つの監視領域（小分類）において白が <u>3</u> 以上又は黄が <u>1</u> 生じている（以下「監視領域（小分類）の劣化」という。）又は、 ・一つの監視領域（大分類）において白が <u>3</u> 生じている	・監視領域（小分類）の劣化が繰り返し生じている*又は、 ・監視領域（小分類）の劣化が <u>2</u> 以上生じている又は、 ・黄が <u>2</u> 以上又は赤が <u>1</u> 生じている	(略)
検査対応	項目	・規則第3条第1項に係る基本検査 ・追加検査はなし	・規則第3条第1項に係る基本検査 ・規則第3条第2項 <u>1</u> 号に係る追加検査	・規則第3条第1項に係る基本検査 ・規則第3条第2項第2号に係る追加検査	(略)
	視点等	(略)	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定	・全体的な事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第三者により実施された安全文化及び核セキュリティ文化要	(略)

表6-1 対応区分（実用発電用原子炉施設）

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
評価基準	全ての安全実績指標が緑及び検査指摘事項がある場合にその全ての評価が緑	監視領域（大分類）において白が <u>1</u> 又は <u>2</u>	・一つの監視領域（小分類）において白が <u>3</u> 以上又は黄が <u>1</u> 又は ・監視領域（大分類）において白が <u>3</u>	・監視領域（小分類）の劣化が繰り返し又は、 ・監視領域（小分類）の劣化が複数又は、 ・黄が複数又は、 ・赤が <u>1</u>	(略)
検査対応	項目	・規則第3条第1項に係る基本検査 ・追加検査はなし	・規則第3条第1項に係る基本検査 ・規則第3条第2項 <u>1</u> 号に係る追加検査	・規則第3条第1項に係る基本検査 ・規則第3条第2項第2号に係る追加検査	(略)
	視点等	(略)	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第三者により実施された安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第三者により実施された安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定	(略)

				素の劣化兆候の特定	キュリティ文化の評価を含む。) の特定
--	--	--	--	-----------	---------------------

規則：原子力規制検査等に関する規則

※「監視領域（小分類）の劣化が繰り返し生じている」とは、5四半期を超えて監視領域（小分類）の劣化が生じている状態で、更にいざれかの監視領域（小分類）において白が生じた場合をいう。

表6-2 対応区分（核燃料施設等）

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
評価基準	指摘事項 (追加対応なし) 又は検査指 摘事項がない場 合	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
項目	(略)	・規則第3条第1項に係る基本検査 ・規則第3条第2項第1号に係る追加検査	・規則第3条第1項に係る基本検査 ・規則第3条第2項第2号に係る追加検査	・規則第3条第1項に係る基本検査 ・規則第3条第2項第3号に係る追加検査	(略)
	(略)	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候(第三者により実施された安全	・全体的な事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定	(略)

				の劣化兆候の特定	キュリティ文化の評価を含む。) の特定
--	--	--	--	----------	---------------------

規則：原子力規制検査等に関する規則

(新設)

表6-2 対応区分（核燃料施設等）

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
(新設)	指摘事項 (追加対応なし)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
項目	(略)	・規則第3条第1項に係る基本検査 ・規則第3条第2項第2号に係る追加検査	(略)	・規則第3条第1項に係る基本検査 ・規則第3条第2項第3号に係る追加検査	(略)
	(略)	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候(第三者により実施された安全	・全体的な事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定	(略)
検査対応 視点等	(略)	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候(第三者により実施された安全	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定	(略)
	(略)	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候(第三者により実施された安全	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定	(略)

					文化及び核セキュリティ文化の評価を含む。)の特定					文化及び核セキュリティ文化の評価を含む。)の特定	
--	--	--	--	--	--------------------------	--	--	--	--	--------------------------	--

規則：原子力規制検査等に関する規則

※ 指摘事項（追加対応あり）については、重要度評価・規制措置の検討会議において、施設状態の評価及び追加検査の程度を決定する。

なお、本検討会議の運用については、別途ガイドを定める。

表7 規制措置に関する主な法条文

	許可又は指定の取消し等	施設の使用の停止等の措置の命令	是正措置等の命令	保安規定の変更の命令	核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者等の解任の命令	核物質防護規定の変更の命令	核物質防護管理者の解任の命令				
製錬の事業	(略)	(略)	法第11条の <u>2</u> 第 <u>2</u> 項	法第12条第 <u>3</u> 項	(略)	法第12条の <u>2</u> 第 <u>3</u> 項	法第12条の <u>5</u>				
加工の事業	(略)	法第21条の <u>3</u> 第 <u>1</u> 項	法第21条の <u>3</u> 第 <u>2</u> 項	法第22条第 <u>3</u> 項	法第22条の <u>5</u>	法第22条の <u>6</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	法第22条の <u>7</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)				
試験研究用等原子炉の設置、運転等	(略)	法第36条第 <u>1</u> 項 法第36条の <u>2</u> 第 <u>3</u> 項	法第36条第 <u>2</u> 項	法第37条第 <u>3</u> 項	(略)	法第43条の <u>2</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	法第43条の <u>2</u> の <u>2</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)				
発電用原子炉の設置、運転等	法第43条の <u>3</u> の20	法第43条の <u>3</u> の23第 <u>1</u> 項	法第43条の <u>3</u> の23第 <u>2</u> 項	法第43条の <u>3</u> の24第 <u>3</u> 項	法第43条の <u>3</u> の26第 <u>2</u> 項(試験炉の準用)	法第43条の <u>3</u> の27第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	法第43条の <u>3</u> の28第 <u>2</u> 項(製錬の準用)				
貯蔵の事業	(略)	法第43条の <u>19</u> 第 <u>1</u> 項	法第43条の <u>19</u> 第 <u>2</u> 項	法第43条の <u>20</u> 第 <u>3</u> 項	(略)	法第43条の <u>25</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	法第43条の <u>26</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)				
再処理の事業	法第46条の <u>7</u>	法第49条第 <u>1</u> 項	法第49条第 <u>2</u> 項	法第50条第 <u>3</u> 項	法第50条の <u>2</u> 第 <u>2</u> 項(加工の準用)	法第50条の <u>3</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	法第50条の <u>4</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)				
廃棄の事業	(略)	法第51条の <u>17</u> 第 <u>1</u> 項	法第51条の <u>17</u> 第 <u>2</u> 項	法第51条の <u>18</u> 第 <u>3</u> 項	(略)	法第51条の <u>23</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	法第51条の <u>24</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)				
核燃料物質の使用等	(略)	法第56条の <u>4</u> 第 <u>1</u> 項	法第56条の <u>4</u> 第 <u>2</u> 項	法第57条第 <u>3</u> 項	(略)	法第57条の <u>2</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	法第57条の <u>3</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)				

規則：原子力規制検査等に関する規則

※ 指摘事項（追加対応あり）については、重要度評価・規制対応措置の検討会議において、施設状態の評価及び追加検査の程度を決定する。

なお、本検討会議の運用については、別途ガイドを定める。

表7 規制対応措置に関する主な法条文

	許可又は指定の取消し等	施設の使用の停止等の措置の命令	是正措置等の命令	保安規定の変更の命令	核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者等の解任の命令	核物質防護規定の変更の命令	核物質防護管理者の解任の命令				
製錬の事業	(略)	(略)	(略)	法第11条の <u>2</u> 第 <u>2</u> 項	法第12条第 <u>3</u> 項	(略)	法第12条の <u>5</u>				
加工の事業	(略)	法第21条の <u>3</u> 第 <u>1</u> 項	(略)	法第21条の <u>3</u> 第 <u>2</u> 項	法第22条第 <u>3</u> 項	法第22条の <u>5</u>	法第22条の <u>6</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	法第22条の <u>7</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)			
試験研究用等原子炉の設置、運転等	(略)	法第36条第 <u>1</u> 項 法第36条の <u>2</u> 第 <u>3</u> 項	(略)	法第36条第 <u>2</u> 項	法第36条の <u>2</u> の <u>2</u> 第 <u>3</u> 項	法第37条第 <u>3</u> 項	(略)	法第43条の <u>2</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	法第43条の <u>2</u> の <u>2</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)		
発電用原子炉の設置、運転等	法第43条の <u>3</u> の20	法第43条の <u>3</u> の23第 <u>1</u> 項	法第43条の <u>3</u> の23第 <u>2</u> 項	法第43条の <u>3</u> の24第 <u>3</u> 項	法第43条の <u>3</u> の26第 <u>2</u> 項(試験炉の準用)	法第43条の <u>3</u> の27第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	法第43条の <u>3</u> の28第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	法第43条の <u>3</u> の26第 <u>2</u> 項(試験炉の準用)	法第43条の <u>3</u> の28第 <u>2</u> 項(製錬の準用)		
貯蔵の事業	(略)	法第43条の <u>19</u> 第 <u>1</u> 項	(略)	法第43条の <u>19</u> 第 <u>2</u> 項	法第43条の <u>20</u> 第 <u>3</u> 項	(略)	法第43条の <u>25</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	法第43条の <u>26</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	法第43条の <u>26</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)		
再処理の事業	法第46条の <u>7</u>	(略)	法第49条第 <u>1</u> 項	(略)	法第49条第 <u>2</u> 項	法第49条第 <u>3</u> 項	法第50条の <u>2</u> 第 <u>2</u> 項(加工の準用)	法第50条の <u>3</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	法第50条の <u>4</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	法第50条の <u>4</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	
廃棄の事業	(略)	法第51条の <u>17</u> 第 <u>1</u> 項	(略)	法第51条の <u>17</u> 第 <u>2</u> 項	法第51条の <u>18</u> 第 <u>3</u> 項	法第51条の <u>23</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	法第51条の <u>24</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	法第51条の <u>17</u> 第 <u>1</u> 項	法第51条の <u>18</u> 第 <u>3</u> 項	法第51条の <u>23</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	
核燃料物質の使用等	(略)	法第56条の <u>4</u> 第 <u>1</u> 項	(略)	法第57条第 <u>3</u> 項	(略)	法第57条の <u>2</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	法第57条の <u>3</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	(略)	法第57条第 <u>3</u> 項	法第57条の <u>2</u> 第 <u>2</u> 項(製錬の準用)	

核原料物質の使用	(略)	法第 57 条の <u>7</u> <u>第 5</u> 項(是正の命令)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	核原料物質の使用	(略)	法第 57 条の <u>7</u> <u>第 5</u> 項(是正の命令)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
----------	-----	---------------------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	----------	-----	---------------------------------------	-----	-----	-----	-----	-----

表中のほか、法第 58 条第3項の原子力事業者等への廃棄の停止その他保安のために必要な措置の命令、法第 59 条第4項の原子力事業者等への運搬の停止その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置の命令、法第 60 条第2項の受託貯蔵者への貯蔵の方法のは正その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置の命令等がある。

表 8-1 法定確認行為等の手続に係る事業等ごとの各規則条文

	規則名	廃棄物埋設に関する確認	使用前事業者検査(使用前検査)についての原子力規制委員会の確認	定期事業者検査の判定期間に関する告示	坑道の閉鎖の工程ごとの原子力規制委員会が行う確認	廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認	(旧原子力事業者等における)廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認
製錬の事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第 <u>7</u> 条の <u>5</u> の10～第 <u>7</u> 条の <u>5</u> の12	第 <u>7</u> 条の <u>5</u> の10～第 <u>7</u> 条の <u>5</u> の12
加工の事業	(略)	(略)	第 <u>3</u> 条の <u>5</u> ・第 <u>3</u> 条の <u>7</u>	(略)	(略)	第 <u>9</u> 条の <u>9</u> ～第 <u>9</u> 条の <u>10</u> の <u>2</u>	第 <u>9</u> 条の <u>9</u> ～第 <u>9</u> 条の <u>10</u> の <u>2</u>
試験研究用等原子炉の設置、運転等	(略)	(略)	第 <u>3</u> 条の <u>3</u> ～第 <u>3</u> 条の <u>6</u>	(略)	(略)	第 <u>16</u> 条の <u>10</u> ～第 <u>16</u> 条の <u>11</u> の <u>2</u>	(略)
船舶に関する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)の設置、運転等	(略)	(略)	第 <u>9</u> 条～第 <u>10</u> 条の <u>2</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
発電用原子炉の設置、運転等	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	(略)	(略)	(略)	第 <u>120</u> 条～第 <u>121</u> 条の <u>2</u>	第 <u>120</u> 条～第 <u>121</u> 条の <u>2</u>	(略)
	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	(略)	(略)	(略)	第 <u>115</u> 条～第 <u>116</u> 条の <u>2</u>	第 <u>115</u> 条～第 <u>116</u> 条の <u>2</u>	(略)
貯蔵の事業	(略)	(略)	第 <u>7</u> 条～第 <u>10</u> 条	(略)	第 <u>43</u> 条の <u>7</u> ～第 <u>43</u> 条	第 <u>43</u> 条の <u>7</u> ～第 <u>43</u> 条	(略)

表中のほか、法第 58 条第3項の原子力事業者等への廃棄の停止その他保安のために必要な措置の命令、法第 59 条第4項の原子力事業者等への運搬の停止その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置の命令、法第 60 条第2項の受託貯蔵者への貯蔵の方法のは正その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置の命令等がある。

表 8-1 法定確認行為等の手続に係る事業等ごとの各規則条文

	規則名	廃棄物埋設に関する確認	使用前事業者検査(使用前検査)についての原子力規制委員会の確認	定期事業者検査の判定期間に関する告示	坑道の閉鎖の工程ごとの原子力規制委員会が行う確認	廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認	(旧原子力事業者等における)廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認
製錬の事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第 <u>7</u> 条の <u>5</u> の10～第 <u>7</u> 条の <u>5</u> の12	第 <u>7</u> 条の <u>5</u> の10～第 <u>7</u> 条の <u>5</u> の12
加工の事業	(略)	(略)	第 <u>3</u> 条の <u>5</u> ・第 <u>3</u> 条の <u>7</u>	(略)	第 <u>3</u> 条の <u>5</u> ・第 <u>3</u> 条の <u>7</u>	(略)	第 <u>9</u> 条の <u>9</u> ～第 <u>9</u> 条の <u>10</u> の <u>2</u>
試験研究用等原子炉の設置、運転等	(略)	(略)	第 <u>3</u> 条の <u>3</u> ～第 <u>3</u> 条の <u>6</u>	(略)	第 <u>3</u> 条の <u>3</u> ～第 <u>3</u> 条の <u>6</u>	(略)	第 <u>16</u> 条の <u>10</u> ～第 <u>16</u> 条の <u>11</u> の <u>2</u>
船舶に関する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)の設置、運転等	(略)	(略)	第 <u>9</u> 条～第 <u>10</u> 条の <u>2</u>	(略)	第 <u>9</u> 条～第 <u>10</u> 条の <u>2</u>	(略)	(略)
発電用原子炉の設置、運転等	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	(略)	(略)	(略)	第 <u>120</u> 条～第 <u>121</u> 条の <u>2</u>	第 <u>120</u> 条～第 <u>121</u> 条の <u>2</u>	(略)
	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	(略)	(略)	(略)	第 <u>115</u> 条～第 <u>116</u> 条の <u>2</u>	第 <u>115</u> 条～第 <u>116</u> 条の <u>2</u>	(略)
貯蔵の事業	(略)	(略)	第 <u>7</u> 条～第 <u>10</u> 条	(略)	第 <u>43</u> 条の <u>7</u> ～第 <u>43</u> 条	第 <u>43</u> 条の <u>7</u> ～第 <u>43</u> 条	(略)

					条の <u>8</u> の <u>2</u>	条の <u>8</u> の <u>2</u>		貯蔵の事業	(略)	(略)	第 <u>7</u> 条～第 <u>10</u> 条	(略)	(略)	第43条の <u>7</u> ～第43条の <u>8</u> の <u>2</u>	第43条の <u>7</u> ～第43条の <u>8</u> の <u>2</u>	
再処理の事業	(略)	(略)	第 <u>5</u> 条～第 <u>7</u> 条	(略)	(略)	第19条の <u>9</u> ～第19条の <u>10</u> の <u>2</u>	第19条の <u>9</u> ～第19条の <u>10</u> の <u>2</u>	再処理の事業	(略)	(略)	第 <u>5</u> 条～第 <u>7</u> 条	(略)	(略)	第19条の <u>9</u> ～第19条の <u>10</u> の <u>2</u>	第19条の <u>9</u> ～第19条の <u>10</u> の <u>2</u>	
廃棄の事業	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第5、6、11、13条	(略)	(略)	第76条～第76条の <u>2</u>	第83条～第84条の <u>2</u>	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 <u>5, 6, 11, 13</u> 条	(略)	(略)	第76条～第76条の <u>2</u>	第83条～第84条の <u>2</u>	第83条～第84条の <u>2</u>			
	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第4、5、7、9条	(略)	(略)	(略)	第22条の <u>11</u> ～第22条の <u>12</u> の <u>2</u>	第22条の <u>11</u> ～第22条の <u>12</u> の <u>2</u>	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 <u>4, 5, 7, 9</u> 条	(略)	(略)	(略)	第22条の <u>11</u> ～第22条の <u>12</u> の <u>2</u>	第22条の <u>11</u> ～第22条の <u>12</u> の <u>2</u>		
	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	(略)	第 <u>7</u> 条～第 <u>10</u> 条	(略)	(略)	第35条の <u>10</u> ～第35条の <u>11</u> の <u>2</u>	第35条の <u>10</u> ～第35条の <u>11</u> の <u>2</u>	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	(略)	第 <u>7</u> 条～第 <u>10</u> 条	(略)	(略)	第35条の <u>10</u> ～第35条の <u>11</u> の <u>2</u>	第35条の <u>10</u> ～第35条の <u>11</u> の <u>2</u>		
核燃料物質の使用等	(略)	(略)	第 <u>2</u> 条の <u>3</u> ・第 <u>2</u> 条の <u>4</u>	(略)	(略)	第 <u>6</u> 条の <u>6</u> ～第 <u>6</u> 条の <u>7</u> の <u>2</u>	第 <u>6</u> 条の <u>8</u>	核燃料物質の使用等	(略)	(略)	第 <u>2</u> 条の <u>3</u> ・第 <u>2</u> 条の <u>4</u>	(略)	(略)	第 <u>6</u> 条の <u>6</u> ～第 <u>6</u> 条の <u>7</u> の <u>2</u>	第 <u>6</u> 条の <u>8</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

表8-2 法定確認行為等の手続に係る原子力事業者等に共通する各規則条文

廃棄に関する確認	(略)	第 <u>3</u> 条及び第 <u>5</u> 条
(略)	(略)	(略)
放射能濃度についての確認	製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について確認等に関する規則	第 <u>3</u> 条及び第 <u>4</u> 条
	試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則	第 <u>3</u> 条及び第 <u>4</u> 条

表8-2 法定確認行為等の手続に係る原子力事業者等に共通する各規則条文

廃棄に関する確認	(略)	第 <u>3</u> 条及び第 <u>5</u> 条
(略)	(略)	(略)
放射能濃度についての確認	製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について確認等に関する規則	第 <u>3</u> 条及び第 <u>4</u> 条
	試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則	第 <u>3</u> 条及び第 <u>4</u> 条